

令和7年 第1回 東彼杵町議会定例会会議録

令和7年第1回東彼杵町議会定例会は、令和7年3月6日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番 大安 義和 君	2番 児玉 隆行 君
3番 構 浩光 君	4番 吉永 秀俊 君
5番 尾上 庄次郎 君	6番 大石 俊郎 君
7番 口木 俊二 君	8番 浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 岡田 伊一郎 君	教 育 長 山口 厚 君
副 町 長 三根 貞彦 君	会 計 管 理 者 工藤 政昭 君
総 務 課 長 高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長 楠本 信宏 君
税 財 政 課 長 欠 席	建 設 課 長 森 英三朗 君
長 寿 ほ け ん 課 長 前平 英利 君	水 道 課 長 岡木 徳人 君
こ ども 健 康 課 長 欠 席	教 育 次 長 岡田 半二郎 君
町 民 課 長 小林 竹哉 君	財 政 管 財 係 長 中島 正剛 君
こ ども 健 康 課 長 補 佐 山本 由紀 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 井上 晃 君	主任書記 梶川 美穂 君
---------------	--------------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 一般質問

6 散 会

開 会・開 議 (午前 9 時 29 分)

○議長 (浪瀬真吾君)

おはようございます。

会議を始めます前にお知らせをいたします。

税財政課長が公務のため、こども健康課長が傷病のため欠席し、財政管財係長及びこども健康課長補佐を代理出席させたいとの届出がありましたので、これを許可しております。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 1 回東彼杵町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから諸般の報告をします。

はじめに、議長報告ですが、皆さんのお手元に配付しておりますので、朗読は省略します。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が提出されておりますが、朗読は省略いたします。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をお願いします。総務厚生常任委員長、構浩光議員。

○総務厚生常任委員長 (構浩光君)

皆さんおはようございます。

委員会調査報告書。

本委員会において、所管である総務課に関する調査を実施したので、会議規則第 76 条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 調査事件

旧常明園について

2 調査年月日

令和 7 年 2 月 14 日

3 調査内容及びその結果

旧常明園の調査を総務課長出席のもと実施したので報告します。

旧常明園は、耕作放棄地及び施設活用として、平成 26 年 6 月 30 日に旧常明園等施設無償賃貸借契約（借用期間：平成 26 年 6 月 30 日から令和 6 年 10 月 31 日）を締結されておりました。

期間中の維持管理費は 605 万 4933 円です。内容は、施設の修繕費、電気保安、消防法定点検、浄化槽費用及び消火器購入費等でした。

環境整備費は、2291 万 6480 円です。委託料の内容は、平成 26 年 6 月自然農法圃場整備業務委託 162 万円、平成 26 年 10 月東そのぎ食養生事業業務委託 258 万 1200 円、平成 27 年 1 月東そのぎロハス養生園仮準備業務委託 358 万 3440 円。補助金の内訳は、平成 27 年 3 月東そのぎロハスの郷（初期備品購入費）補助 114 万円、平成 27 年 4 月東そのぎロハスの郷づく

り事業（浄化槽、火災報知器等施設整備補修）98万円、平成27年7月東そのぎロハスの郷づくり事業（施設改修整備、ソフト事業、運営経費等）1301万1840円で地方創生先行型交付金1301万1000円を活用されていました。歳出総額は、2291万6480円となります。

東そのぎロハスの郷づくり事業は、平成28年6月から町の指導が入り事業が進まず、退去指示を出しても4世帯が入居したままで、平成30年3月20日全員退去となりました。その後、施設事業の公募を実施されたが、応募がなく令和6年10月31日旧常明園施設等無償賃貸借契約解約合意に至っています。

今回、調査した結果、1301万1000円は、国庫補助金で返還金の対象になる可能性があるとのことでした。また、平成30年2月から令和6年10月まで、年間約58万円の維持管理費（光熱水費、浄化槽法定点検、電気保安業務委託料、浄化槽保守点検委託料、除草作業委託料）が約7年間支出されていたので、今後、事業の採択にあたっては、慎重に実施されるべきとの意見がありました。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査の報告をお願いします。産業建設文教常任委員長、児玉隆行議員。

○産業建設文教常任委員長（児玉隆行君）

委員会調査報告書。

本委員会において、所管である産業振興課に関する調査を実施したので、会議規則第76条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 調査事件

旧千綿女子高等学園の利用状況について

2 調査年月日

令和7年2月14日

3 調査場所

旧千綿女子高等学園跡地

4 調査内容及びその結果

産業振興課長から旧千綿女子高等学園跡地の利用状況及び今後の計画について説明を受け、現地調査を実施しました。

農地においては、農地管理の目的で株式会社そのぎファームが約94aを使用しており、農林水産省の指定野菜に追加されることになったブロッコリー等が栽培されています。

また、保温施設等の敷地においては、間伐された不要材木を加工する作業ヤードや薪の保管場所として、おもしろ河川団森林部が使用していることを確認しました。

今後は、未利用農地の活用や町民農園開設に向けた整備、校舎等の施設解体が計画されています。

委員会では、解体を含めた施設の適切な使用や活用を検討すること。また、長期的な視点に立ち計画を策定することなど多くの意見がありました。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

本日、ここに令和7年第1回東彼杵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして誠にありがとうございます。

今議会におきまして条例の制定3件、条例の全部改正4件、条例の一部改正11件、不動産の無償貸付1件、補正予算3件、当初予算7件、選任1件、任命1件、報告2件をお願いをいたしております。何卒慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

先日、長崎新聞報道でありましたように、長崎県として、東彼杵町の大規模工業団地の整備計画について、造船業で培った高度な金属加工技術を生かせる半導体製造装置の大手メーカーをアンカー企業として誘致を目指すとされています。今後とも県と一体となり、町も企業誘致に向け総力を上げて取り組んでまいります。

それでは、配布をしています資料の中から主なものをご説明いたします。

12月19日、大久保諫早市長が、諫早市における工業団地造成のため本町の新工業団地予定地を視察にみえられました。諫早市も、現在の工業団地のほかに高規格道路の長野インター近くに新たな計画の下に事業を展開される予定だそうでございます。

1月29日、熊本県工業連合会の田中会長が来庁され、台湾企業とのつながりや熊本県への誘致に尽力されたお話をお聞きし、本町の工業団地予定の説明などを行いました。

続いて、とびまして2月17日から19日、台湾台中市和平区を訪問しました。和平区は国際的に評価の高い梨山茶の産地であり、東彼杵町はそのぎ茶の産地で、どちらもお茶処であることが縁で、令和4年に友好関係を促進する意向書を交わしております。

令和5年は、台湾から和平区の区長ほか33名の方が本町におみえになり、フォーティーズの抹茶工場などを見学され、特産品のお茶で歓談し、令和6年は、嬉野市訪問の際にも村上市長とともに歓談したところでございます。

令和7年2月に東京にあります台北駐日経済文化代表処に蔡副代表を訪問し、国際交流や、新工業団地への企業誘致への協力などを要請しているところでございます。

今回の交流では、和平区側の専門家が生産や発酵の技術、市場発展の現状などを解説され、本町も日本茶文化や現地の茶葉産業の特徴などを紹介し、双方の技術保管や市場開拓の機会を促進したいと説明をいたしました。和平区の呉区長も、今後も引き続き協力を深めより多くの経済、文化交流を促し、ともに茶葉産業の発展を推進したいと意欲を示されたところです。

最後になりますけれど、3月2日、春季火災出動訓練が、千綿宿郷、川内郷、蔵本郷の3か所で実施され、消防団員の皆さまには、休日にもかかわらず出動いただき、誠にありがとうございました。

岩手県大船渡市では、林野火災により亡くなれた方や家屋消失も含め大惨事となっています。町消防団として訓練の反復により、いざ有事の際には水位の把握やホース延長の対応など消火活動に

生かすことができると考えています。引き続き、町内の火災予防啓発パレードも行われ、消防団の「自らの地域は自らで守る」という強い信念に心から敬意を表します。以上で行政報告を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、町長の行政報告を終わります。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浪瀬真吾君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、大石俊郎議員、7番、口木俊二議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（浪瀬真吾君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの14日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの14日間に決定しました。

日程第3 一般質問

○議長（浪瀬真吾君）

日程第3、一般質問を行います。

質問時間は執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁ともに簡潔明解をお願いします。

順番に発言を許します。はじめに、6番、大石俊郎議員の発言を許します。6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

おはようございます。トップバッターをきって質問させていただきます。

それでは、通告書を読み上げます。今回は消防団退職報償金について質問をさせていただきます。非常勤消防団員に対する退職報償金は、法律である消防組織法第25条に、次のように定められております。

「消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は条例で定めるところにより、そ

の者に退職報償金を支給しなければならない」とあります。

ところで、令和6年3月末をもって退団をされた複数のご家族から私のもとへ相談が寄せられました。その相談の骨子は以下のとおりです。

「今回退団した理由は、消防団の活動は完全なるボランティア活動であると思っていたためです。だからずっと、年1ないし2回の活動でも許されると思っていました。退団するにあたり、退職金制度があることも初めて知り、退職金を受け取るべきか否か迷っています」という内容でした。

今回は、そのような状況を踏まえ、消防団員の退職報償金に絞り、質問をいたします。

消防団員の退職報償金とは、退職した消防団員の多年の労苦に報いるため、市町村が支給する金一封的な功労金としての性格をもつ金銭給付であります。

昭和39年度に消防団員の処遇改善措置の一環として創設されました。

退職報償金の支給額は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その階級及び勤務年数に応じて支給されるものです。その額は、市町村の条例の定めるところによるとあります。

それでは、質問をさせていただきます。

(1)町の条例第16条(退職報償金)の2項に「退職報償金の額及び支給方法については別に定める」とあります。別に定めておられますか。

(2)現在の退職報償金の支給方法は口座振り込みですか。又は、現金給付ですか。

(3)令和5年度、退職報償金を受け取る資格のあった団員の数を教えてください。

(4)長崎県13市8町において消防団員の退職報償金を管理しているところはどこになりますか。

(5)町で退職報償金を管理している課及び係はどこでしょうか。

(6)令和5年度において、該当される消防団員の方の退職報償金を、東彼杵町から県へ請求された時期はいつでしたか。

(7)令和5年度において、県から退職報償金が送金されてきた時期はいつでしたか。

(8)令和5年度において、東彼杵町に送金されてきた退職報償金の総額はいくらでしたか。

(9)令和5年度において、退職される団員の方に対し、退職報償金の受け取りに関する連絡をされた時期はいつでしたか。

(10)消防団員の退職報償金制度の他にも、東彼杵町消防団においては、独自の互助会退職金制度があるそうです。この制度の仕組みについて、説明していただけますか。登壇での質問は以上10項目です。よろしくお願いいたします。

○議長(浪瀬真吾君)

町長。

○町長(岡田伊一郎君)

それでは、大石議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の退職報奨金の額及び支給方法については別に定めているかのご質問にお答えをいたします。

複数自治体に係る共通の事務を共同処理するため、県内9市8町で地方自治法に基づく一部事務組合、長崎県市町村総合事務組合を設置し、加入をしているところでございます。

その組合業務として、消防組織法第25条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金に関する事務として扱われ、その中で定めてあるところでございます。

次に、2点目の支給方法は口座振り込みか現金給付かという点についてお答えをいたします。

給付の方法は現金給付であります。

次に、3点目の令和5年度退職報奨金を受け取る資格のあった団員の数でございますが、22名でございます。

次に、4点目の長崎県13市8町で消防団員の退職報償金を管理しているところはどこかというご質問でございますが、長崎市、佐世保市、諫早市、大村市は自治体で管理をされているところでございますが、その他の自治体は、先ほど申し上げました長崎県市町村総合事務組合で管理をされているところでございます。

次に、5点目の退職報償金を管理している課及び係はどこかというご質問ですが、総務課の防災交通係で事務を行っております。

次に、6点目の令和5年度退職分の退職報償金を県へ請求された時期はいつでしたかについてでございますが、令和6年4月30日に、これは県ではなく、先ほど申し上げました長崎県市町村総合事務組合に請求書を送付しています。令和6年4月30日ですね。

次に、7点目の県から退職報償金が送金されてきた時期でございますが、先ほども申しましたように、長崎県市町村総合事務組合から送金されたのは、令和6年6月7日となっております。令和6年6月7日でございます。

次に、8点目の送金されてきた退職報奨金の総額でございますが、911万2000円となっております。

次に、9点目の受け取りに関する連絡をされた時期はでございますが、令和6年6月14日でございます。令和6年6月14日です。

次に、10点目の独自の互助会退職金制度の仕組みについて説明いたします。

昭和44年度から設けられている制度でございます。団員の年間報酬の2割を積み立てその中から退職時に国からの退職報償金とは別に支給をしているところでございます。以上、登壇しての回答といたします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

ちょっと質問する順番を変えまして、(10)項の独自の互助会退職金制度についてちょっと質問させてください。

この制度について担当の防災係の方は、町は関与していないという私に対する説明でございましたけれども、これは、町としてやっぱり関与しているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは消防団で独自に作られた組織でございますが、お金を扱う時にやっぱり補助的な立場で、町としても対応、関わりは持っているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

ではですね、この資金の出どころというのは、町からは予算とか組んで出しているっっちゃうわけではございませんね。ちょっと確認です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この件は、先ほど申し上げましたが、消防団の年報酬がございませぬ、その中の20%から積み立てていくということでございませぬ。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

わかりませぬ。

ではですね、順次（1）に戻って、質問していきませぬ。

まず、別に定めるといふことに町の条例はなってるんですけども、先ほど言ったように、長崎市、諫早市、あと佐世保市やったですかね、それ以外を除いてはもう県の市町村職員共済組合で定めて、え、違いました、市町村職員共済ではなかつたですか。ちょっと、確認。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、長崎県にです、8町、それから市も加盟していきませぬ、長崎県市町村総合事務組合といふのを作っておられるんですよ。そこの事務局は町村会にございませぬけれど、私もその中の議員でございませぬので、よろしくお願ひしませぬ。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

あのですね、でもですよ、町の条例16条第2項に、しっかりこの退職金額及び支給方法について定めるといふふうになつてあるわけですから、やはり、これはですね、これは波佐見、川棚は作っておりませぬ。確認いたしました。東彼杵町も作ってないんですけども。

諫早市はですね、ちょっとパソコンで調べましたら、諫早市はここにきちつとですね、諫早市消防団に係る退職報奨金の支給に関する条例ちゅうのは、たまたまパソコンに載つてましたんで、やはり私はこういう条例ちゅうのを定めると町の条例にありますから、やっぱり退職報償金については、簡単にでもいいですから支給の額及び支給方法について定める必要があろうかと思ひませぬ。検討されてください。

次の質問に行きませぬ。結構です。

次の2番目の退職報償金の支給方法は現在、現金支給といふふうにお返ひいただきました。

ではですね、この現金支給とのことなんです、なぜ口座振り込みではなく現金支給をしてもらえるには何か理由があろうかと思ひませぬ、その理由を教へていただけませぬか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは消防団が発足してからずっとそういう形でやっておりましたけれども、消防団と協議をしまして、令和7年度の退職ですね、だから令和8年になりますが、ここからは口座振り込みと変えることになっているそうでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

令和8年度から、消防団と協議をして、令和8年度から口座振り込みに切り替える。こういうことですね。わかりました。

では次の質問です。

令和5年度退職された方で退職金を受け取る資格のあった数は22名ということでした。

ではですね、この22名の方の本部及び第1分団から第8分団までの辞められた数の内訳を教えてくださいいただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

分団ごとの人数でよろしいでしょうか。

まず、本部が1名で1分団が4名、2分団が4名、3分団が2名、4分団が1名、5分団が3名、6分団が2名、7分団が2名、8分団が3名。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

ちょっと通告書に書いてなかったんですけども、令和4年度の退職された方は、わかったら、この場でわかったら教えていただけますか。わからなかったらあとで結構です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

令和4年がですね、報告を受けているのが23名だったそうでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

次、各分団の内訳も併せて教えていただけますか。令和4年度。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これちょっと調べておりませんが、あとで報告します。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

次、(4)項の質問に移らせていただきます。

退職金の補助金を管理しているのは市町村総合事務共済組合、こういうことでした。

で、ですね、東彼杵町の令和5年度の予算書です。

予算書によれば、消防団員の退職報償金の分担金は739万1000円計上されておりました。

この分担金の算出根拠は、条例で、東彼杵町の条例で定める団員数となっておりますよね。その条例で定める団員数は現在379名です。

で、団員1人あたりの分担金は1人あたり1万9200円。で、条例で定める団員数が379名。現在の団員数280名。団員数に約100名の開きがあります。町の分担金を、負担を減らすためにも、消防団員の定員、適正な団員数に減らすべきものと考えておりますけれども、この件はですね、町長、今回議案として提案されておりますので、この質問は本会議で改めて質問させていただきます。したがって、次の質問に移らせていただきます。

(5)項、町で退職報償金を管理している課は、総務課防災交通係ということでございました。

これはこの件は結構です。

次、(6)項の退職報償金を東彼杵町へ、東彼杵町からですね、先ほどの組合へ請求された時期は令和6年4月30日でした。ですね。

で、(7)項の県から退職報償金が支給された時期が6月7日、約1か月ちょっとしてから町の方に送られてきました。そして、その退職金の総額は全部で911万2000円でした。

次、これからは本題の質問に入らせていただきます。

令和5年度において退職される団員の方に対し、退職金、報償金の受け取りに関する連絡をされたのが令和6年6月14日でした。

最初の質問です。

令和5年度末退職された団員の方に対して、退職報償金の受け取り連絡をどのような手段で連絡をされたのか。その点を教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

現在、各分団長に連絡をいたしております。

連絡手段については、今DX化も含めてですね、LINEを活用ということでやっておりますので、そのLINEを使って各分団長に連絡をするようにいたしております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

で、ですね、今、総務課長はお答えになったように、グループLINE、要するに総務課防災交通係の方が形成するグループLINEで連絡をしたということでしたね。

で、じゃあ、今、グループLINEは各分団長っちゅうということだったんですけど、私が防災係の方と連絡したのは、消防団員本部の方、各分団長、副分団長とも構成しているということでありましたので、副分団長にも連絡がいつているということなんですよ。

で、じゃあ、6月14日にアナウンスされた、グループLINEでアナウンスされた内容、具体的にどういう内容で連絡されたのか教えていただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ちょっと私がそこまでは把握をしておりませんので、わかり次第のちほど報告をいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

これは確認して、あとで確認されとってください。

私は防災係の方と確認したのは、こういう内容だったと記憶しております。もう簡単に「退職金を総務課に取りに来ててください」と、この1行だったそうです。

もう一回言いますよ、「退職金を総務課に取りに来ててください」。総務課ですよ。ですね。

こういう、あとで確認をしとって、私の今の質問に間違ったら大石議員間違っていましたよっちゅうことで訂正されてください。

次の質問に移ります。

令和5年度に退団された団員数は22名ということでした。

で、その22名の方に対してですよ、どのようにして退職報償金を現金で渡されたのか、教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

22名中個人が受け取りに来られた方が4名いらっしゃいます。4名が、個人が直接受け取りに来られておまして、残りは各分団の代表者が受け取りに参られております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

今、総務課長の答弁によりますと 22 名のうち、退職されるご本人が、4 名が窓口に来られた。あとの 18 名がもう代理というか、分団の代理者が受け取りに来られたと。

じゃあですね、本人じゃなかった、代理者、分団長か副分団長かわかりませんが、その方に渡したということなんですけれども、受け取り受領者は具体的にどのようにして、誰がサインして誰の印鑑を押して現金を渡されたのか、ちょっと教えていただけます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

各分団長の押印で、一覧表で各 22 名の一覧表のリストの中で各分団長の押印が押されて受け取りと、印鑑が押されているということございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

退職された団員の方の印鑑ではなくて、団員の方の印鑑を使って現金を渡したという総務課長の答弁でしたね。

で、ですよ、これから退職報償金の支給方法について町長に 4 件ほど、支給方法ですよ、4 件ほどをお尋ねしていきたいと思っております。

この退職報償金を会計課でなくて、総務課で支給しておられる。なぜ会計課ではなくて総務課で支給されたのか。この支給方法、この理由、なぜなのでしょう。

本来は会計課で支給されるべきものだと私は認識しているんですけども、町長、この点を、町長の見解を教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、元々ですね、会計課が取り扱っていますけれども、いつ来られるかもわからないから総務課で預かって、団員と連絡を取りながら配布をしていると思っています。

これはもう責任において、そういう形で消防の担当の方がしているところがございますので、よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

今の町長の説明にちょっと、はいそうですかっていう納得できる答弁じゃなかったような気がしますけれども、これあんまりやると次の質問に影響してきますので、次の質問に移ります。

4名の方に直接ご本人に、あと18名の方には分団長とか来られた方ですね、代表者の方に支払われたということ。これは退団される方々、それぞれにやはり直接支給されるべきではなかったんですか。

これは、もう令和8年度から口座振り込みですけれど、令和7年度はまだありますよね、来年度は。改善される考えはありませんか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

令和7年度に退職される方をですよ、令和8年に処理をするものですから、7年度に退職される方は口座振り込みになるということですね。

だから、今回までは現金支給になるということでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

令和6年度、要するに令和6年度末はもうすぐです、来月ですけれど。今月、今月に退団される方は、おそらく今年の、また6月か7月かになる支給と。その方に対しては現金支給でやるということですね、口座振り込みでないということですね。そういうことでしょうか。確認です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういうことございまして、例えば、退職される方がですよ、平日になかなか仕事をお持ちとか何とかで来れない方もそういうことで分団長さんに預けるっていう方法もとらざるを得なかったというのは、歴代東彼杵町はそういう形でさせていただいておりましたので、今後改めるということで次のステップを踏みたいとは考えているんですが、今のところ、ちょっとそういう色んな事件等も発生はしておりませんでしたので、私もちょっと考えておりましたが。

今後、消防団と協議をして、そういう不祥事も考えなくちゃいけませんので、形、振り込みという形で現金を扱わないという形にしていくということでございます。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

平日になかなか受け取りに来る暇がないということだったんですけれども、結構高額ですよ、金額が、辞められる方の退職報償金っちゃうのは。そういう、そういうことをもって代理者に渡していくということが本来慣例とか、そういうことをもって長くやってきたからとか、そういう理由はね、決して許されるべきものではないと思っています。

これは、国家公務員とか地方公務員とかは労働基準法、該当しないんですけれども、民間会社はですね、三つの原則あるうちの一つ、もう現金支給の原則、それから直接支給の原則っちゃうのがあるんですよ。

これはなぜかっちゃうと、やはりそういうものはきちっと働いている労働者の方に、社員の方に

部長とか課長あたりが不正行為を働かないように法律で縛っているものです。国家公務員とか地方公務員は、まさかそういうことはしないだろうと思って口座に振り込むであろうという原則でやっているわけですね。

だから、今までの慣例でいる、慣例だったからということで、今までずっと、これ岡田町長だけじゃなくてですよ、ずっとこうやって慣例でやってきたわけですね、前の町長もその前の町長も。これはもう担当課長もそうですよ、もう歴代の担当課長もずっと見逃してきた。この行為はですね、大いに反省しなければいけないこと。

令和8年度から、それを口座振り込みに切り替えるということですからまた良しといたしますけどね、できれば令和7年度から速やかにやるべきものであろうと私は思っております。

で、ですね、次の質問ですけれども、なぜ、なぜ、この4名と18名の方の支給方法が、この区分けした理由、なぜこのようにされたのか、その理由を教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

区分けしたわけじゃなくて、先ほど言いましたように、取りに来られる方はやりますよ、日程を定めてですね。だから、どうしても無理だという方が役場に置くのもあれですので、長く置くのも。だから分団ですぐ。地元ですから夜にでも手渡しとかできるのじゃないかなと推察をいたしておりまして、そういう形にしたということです。こちらが決めて、あなただけ個人、そしてあとの方は分団長ということじゃございませんのでよろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

じゃあですね、直接支給された4名の方の階級の内訳を教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

若干時間をいただきたいと思います。

まず部長から申し上げます。

部長が3名になります、ちょっと前後するところがありますけれど、申し訳ございません。そして副分団長です。

すみません、失礼しました。ちょっと勘違いしました。

直接がですね、もう一度申し上げます。

直接が、部長が1名で分団長が1名、副分団長が1名、補助団員が1名です。以上です。補助団員が1名です。全4名になります。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

これ補助団員、たぶん、どういう方かわかりませんが、今お聞きした4名のうち3名の方は分団長、副分団長、部長という消防団で重要な地位を占めておられる幹部消防団員と言っても過言じゃないんでしょう。他の方の、18名のうち補助団員の方は1名除いたとしても17名の方はおそらく普通の団員の階級だったのではないかなと推定できます。

で、ですね、やはりこういった直接支給された方、私は分団長副分団長が暇で、補助団員の方が忙しい、取りに来るのが暇はないとは思っていないわけでありまして。

で、私は承知したところによると、最後に支給されたのは8月末で退職報償金支給が完了しております。

でね、6月に先ほどアナウンスをされて、最後に取りに来られたのは8月であったと。やはり非常に時間的に長くかかっております。

だから、今町長が言われたように、平日忙しいからとかいう理由はですね、どうも整合性が取れてないのではないかなと思っております。

ここをやはり、今度から改善されるということですから、しっかりそういうところをやらせてください。

次の質問です。

退職される方に対しての連絡はですね、グループLINEで今までやっているということなんですけれども、これは、私は改善する必要があると思っておりますよ。

やはり、退職される方に対してのやつはですね、文書で、なおかつ町長名岡田伊一郎っちゅう名前で通知されるべきだと思いますけれども、その辺がですね、もう行政として体をなしていない。厳しい言葉で言いますと、もういろはの「い」こんな退職金というやつをですね、グループLINEで、LINEですよ、取り来てください。もう、もうあり得ません。

これは、私は波佐見、川棚、大村、確認しました。そういうことはどうの昔からやっていませんということでした。やっているのは東彼杵町だけ。これ慣例で済みませんよ、これは行政の怠慢だと思いますけれど、町長。これは岡田町長だけじゃないですよ、さっき言ったように、前の町長、前の町長、ずっと前から、前の担当課長、ずっと前から歴代積み重なってきている。こういう問題意識を持ってない。もっと町長も、担当課長も、問題意識を持った行政を取り組むべきだと思いますか。いかがですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは消防団の中での協議でですね、そういう形になっているところがございますので、今後、私もまた消防団と検討をしてそういう形で正式な公文書を出すのがいいのかどうかまた協議をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

あのですね、町長、協議と言われますけれど、消防団と。こういうものは協議して決めるものじゃないんですよ。町長はこうするというふうに決めて、やらんといかんとですよ。退職金ですよ。

また協議して、消防団がですよ、今までどおり現金支給でお願いしますと言えばそうなるんですかね。町長、いかがです。

消防団がですよ、今までどおりのやり方で現金支給してくださいとなったら、はいわかりました、消防団の言われることはそれに従いますという、町長言われるんですか。

違うでしょう、協議すべき問題じゃないでしょう、これは。ちょっと強い言葉で私言っていますけれども、これはしっかりした答弁してください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私とその協議と申しましたのは、消防団のですね、実務も含めて団長とまず協議をしないと、私がここでやりますと言ってもなかなか先に進まないから協議をして、その後、そういう形でお願いをするということです。

だから、先に、団長の指揮のもとに事務が全部動くんですよ、そういう形で。だから、お金を支給するのは町が総合事務組合から間接的にやりますけれども、そういうことをまずお話をして、団で決められたグループ LINE というのが決められておりますから、私は令和 7 年度の退職者の方 8 年から口座振替になりますので、7 年分をですよ、公文書でやるように協議をさせていただきたいということでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

あのですね、消防団を指揮するのは消防団長ですよ、第 1 消防団本部第 1 分団から 8 分団の消防団員を指揮するのは消防団長。しかし、全般的なこういう退職金の支給方法とか、そういうものを消防団に関する場合は、最高責任者は町長なんですよ。こういうものを協議して決めること自体がですね、一部協議することありますよ、当然協議する内容はあります、消防団とですね、夏季訓練をいつやるかとか、そういうものについては協議せんといかん。この退職金の支給方法に関して、支払方法、現金支給するのか、あるいは口座振り込みにするのか。あるいは文書で通知するのか。グループ LINE でやるのかちゅうやつはですね、こういうのを協議して決めること自体がおかしいと私は申し上げているんです。この点の町長の見解はどうなのかということを知っているんですよ。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私がおかしいとは思っていません。今までずっと消防団と協議をしてやってきていますから、今度の支給は口座振替も協議済みで、決定事項でございますので今日発表、回答いたしましたので、また元に戻ることはないんです。

ないんですが、消防団の皆さんとまず協議をしないと。訓練なんかも団員皆さんが全部出ていただくんですよ、先ほど報告しましたように、寒かった、雨も降ったんですけども、皆さん本当によく出てくれます。

だから、こっちがこうしますっていうのは私も言いたいんですが、まず話をして7年分の退職金の方は公文書で出す方向で協議をするということでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

町長は、もうそういうふうにするんだったら、まあ町長の最終決心ですからね。それは町長にお任せしかないけれど、私は今の町長の対応は適切でないということは申し上げておきたいと思いません。

次の質問に移ります。

令和5年度に退団された方に対して、分団長の発言骨子を、退職された方とですね、話し合われた某分団の分団長の発言骨子を紹介したいと思います。

令和6年5月のことであります。これ詰所です。

どういうことを言われたか、退職金は満額支給されない場合がありますよ、このように説明されたそうです、冒頭。

そして、次に2つ目、退職金額についてはですね、その方は退団される方の活動及び勤務成績によって定まってくるよとですね。2つ目、支払い金額は各分団の裁量に任されておりますよ。3つ目、支払い金額は消防団役員20名程度で協議されて決まります。4つ目、あなたみたいに夜警のみの貢献では、0円の場合もあり得ますよということも言うておられました。5、他の分団でも同様の処置が取られています。このように、分団長から説明を受けられたということでした。

そしてですね、次、満額支給から差し引いた金額は、分団の運営費として活用させていただきたいということでありました。

4番目、分団長から、以上のことを納得してほしいと。こういうふうに説明されたそうです。

これ、以上のやり取り、退団された方が、私は嘘を言っているとは思いません。

そしてですよ、このような実態があったのかどうか、調査されるお考えはありませんか、各分団の。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今度、分団長会議がございますので、とりあえずそのお話を聞いて、これは当然あってはならないことだと私も思っていますので、そういう報告をまず聞いてみたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

ではですね、次の質問です。

資料、一般質問資料1を、先ほどお渡ししましたよね、これちょっと資料1を準備されてくださ

い。

これは、その方、10年以上15年未満、14年勤務された方に対する退職報償金の支払いが私に持ってこられたのを、これ、焼き直して作り上げたものです。分団はX階級団員、氏名A、年額報酬3万6500円、それを計算しますと勤続年数10年、14年ということで互助会退職金は、これで計算しますと、その方の受け取る金額は7万6650円でした。

国の退職金はこれはもう定められておりますので26万4000円。合計すると34万650円だったそうです。それを総額から勤続年数14年で割ったら、1年間2万4332円。そしてそのうち10年分が、10年分24万3320円を分団長から渡された。渡された。あと9万7330円を分団の運営費として使わせてほしいということで渡されてきたそうです。

で、こういう差額9万7330円、町長はそういうことをご承知ないんでね、私の資料で今初めて耳にされたことでしょう。

こういうことについて、町長、仮にですよ、実態がこのように行われたとした場合、問題点、問題ないんでしょうかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こういう形は本当にちょっとおかしいと私も思いますので、今度、分団長会議も先ほどありましたように、その時にちょっとどういう状況かまず聞いて、それから満額、本当は支給すべきじゃないかということは申し上げたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

あのですね、これまた重複するかもわかりませんが、現在行われている支給方法、特に退職される方に対して町当局からある人については総務課の窓口で4名の方は直接受領されている。ある人については分団長とか副分団長などの代わりの方が受領されている、18名の方が。こういう実態。このような支給方法の実態がですよ、町長も一部述べられましたけれども、うちの町では起きていないんだけど、いろいろな問題を引き起こす可能性が私はあるんじゃないかなと思っておりますよ、はっきり言いまして。

で、今から3つほど質問していきますけれども、それについての町長の見解を聞かせてもらいたいですけれども、まず退職される方に、町当局から直接支給の通知の文書が行われていない。なぜこのようにされているのか。これ、さっき町長は協議されているということだったんですけども。それ以外協議されている以外の理由で何か他に理由があるんじゃないかと私は思うんですけども、何かあったら教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

理由というか、私もよくわからないんですが、決裁に回ってくるものは全てわかりますけれども、もうその他は職員に任せている、権限がございますので、私もちょっとこういうことがわからなか

ったということは誠に申し訳なく思っておりますので、今後ちょっと詳細に注意をしてみたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

次、2つ目です。

でね、満額支給すべきものが分団長を経由して、あるいは副分団長、あるいは担当者を経由して全額が支払われていないことについて、町長は、今度の分団長会議でやると言っていて、話。分団長会議は調査にならんとですよ、はっきり言いまして。やはり、私は第三者委員会、課長とか担当課長じゃなくて、本当に、例えば町の監査委員がおられますよね、2人。そういう方をお願いをしますよね、調査してもらおう。

本来は議会もこういう特別委員会を作って調査する必要があると思いますけれど、この件については、議員の多くの同意が得られないと特別委員会は設置できませんので、これはあとで各議員にお諮りしたいと私は思っているんですけども。議会としても、是非これはですね、調査する必要があると思っています。

とりあえず、町長、今私、関係者じゃなくて第三者的な調査ですよ、これに委ねる考えはありませんか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今のところ、その第三者委員会じゃなくて、私が直接お聞きをして、こういうことがもう次の令和7年度のその支給からもう完全にないように、現金支給でございますけれども、それは私がお願いをするということで。

今回はこういう、どうしてこういう事案が、事象が発生したのかというのをまずお聞きして、前後、対策を、これはもう町長に任せただけだと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

次、3つ目の質問です。

分団に入ったこの方の9万7330円がどのように管理、使用されているのかですよ、他にも、他の分団にも、このような事例がないのかどうかについてもですね、町としてやっぱり調査される必要があろうかと思うんですよ。そういう考えはあられませんか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私も消防団員でございましたので、実はですね、分団によってでございますけれども、退職した時に、例えばエアコンがないからそういう足しにしてくださいとか、ストーブを送るとかというのは自主的にされているところもございますので、この辺はまた皆さんの意見を聞いてですよ、どう

いう。強制的になればちょっと良くないですが、自主的にそういう方をされる方もいらっしゃるんですよ。消防団にお世話になったということでストーブとかですね。4分団もそうでしたけれども、そういう形でお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

退職金をですね、寄附する行為は、消防団に寄附する行為は、これは横浜地裁で出てますけれども、これは後援会が分団に寄附すること。それから個人が消防団に寄附すること。違法という余地が見られるという判決が出ているの町長ご存知ですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それは存じ上げておりません。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

是非、パソコン開いたらすぐ出てきます。違法の余地があるという横浜地裁の判決文が出ておりますので、是非、あとでパソコンを開いて見られとってください。

で、ですね、これは、お世話になったから寄附するという行為はですね、駄目なんです。寄附するんだったらもう町に寄附するしかないです。町に寄附をして、町の中に寄附されて、そして議会の議決を得て、議決を得て、消防団に配分するっちゃうのはOKなんです。

だから、今の町第1分団から第8分団まで後援会がありますけれども、それも違法の余地があるんです。今、東町では、自治会ではそのことは検討されております。はっきり言って。

で、消防団後援会をどうするかと言いますと、今までどおり消防団後援会費は集めるけれど、東町で、ひとつの案ですよ、集めて、それを消防団の方が活動された時に、炊き出しとかですね、色んな飲料水とか支援をしようというやり方。東町自治会でプールしとってここぞという時に災害が起きた時に出そう、あるいは風水害で被災に遭われた方にお見舞金として渡そうという案を今検討、決定じゃありませんけれども検討されております。

それに、違法行為を止めようということで検討されていますから、是非、パソコンで見ただけですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、横浜地裁は余地があるということでしょう。

実は行政に入ってくるのが実例、判例というのがありまして、最高裁の決定がないと下りてこないですよ、今、法的には。

だから、そういうことはまだちょっと徐々に研究をさせていただいてですよ、進めていきたいと思っております。

先ほど言われた目的別の寄附はやっぱり図書を買ってくださいとか、そういうのは町に寄附をされる方がいらっしゃるので、そういう形に将来なるかもしれません。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

今まで町長に色んな質問をやってまいりました。私は、現在の退職金支給方法は極めて重大な問題をはらんでいると、このように私は認識をしております。

一部町長は令和8年度から支給方法を変えるという方向でございますから、それは多といたします。

今ですね、私の耳に入っていることを町長に、これ一部の町民の方、一部の退団された方という認識で捉えられてください。

町民の方々や退団された方から、今までやっておられる消防団員退職報償金の支給方法の実態は、業務上横領の疑いがあるのではないのかなという厳しい声が私に寄せられております。私も研究した結果、確かにその疑いがあるのではないかと思っています。

業務上横領っちゅうのはどういうことかということ、私も浅博ながら勉強したやつでお伝えしますね。

業務上横領とは、業務上自己の占有する他人のものを横領することです、ですね。横領すること。

そして、業務上横領についてはですね、刑法253条にこのように定められております。

10年以下の懲役刑です。懲役ですよ、罰金刑ではありません。大きな問題になります。

業務上横領の業務とは、社会生活上の地位に基づいて、地位ですよ、その地位、ですね、ある職責に基づいて反復継続して行える。要するに、慣行、慣行が反復継続に該当するかどうか。これ、町長、見解は外れるかもわかりませんが、反復継続して行われる事務のことを指しております。

で、私が今まで質問してきたことは、まさにこれに該当するのではないのかなと私自身は思っておりますけれども、町長の見解、この業務上横領ということについて恐れがないのかどうか。恐れですよ、恐れ。町長の見解をお聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

消防団に携わる人はですよ、元々そういうその業務上横領とか、そういうの私はもう一切考えていません。善意的に、性善説で考えているところでございますので。

そうしないと、本当に休みの日とか早朝に訓練なんか皆さん出て来ませんよ。年間3万6500円、月にすれば3000円ぐらいですよ。

本当に皆さんがおっしゃるのは、そうしたら、消防団に入らずにテレビ中継とかナイターとか見た方がマシじゃないかという意見もあるんですよ。

だから、本当に究極のボランティアって言った時に、大石議員からボランティアじゃないんじゃないかっておっしゃったけれど、有償ボランティアというのが災害派遣なんかもあるじゃないですか。だから、私はそういうことで捉えておりますので消防団も。

今後、そういう形が起きないようにですよ、口座振替に変えていきたいということで申し上げているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

町長は性善説に立って、消防団員とか。

あのですね、見てください、性善説に立っていい場合と、性善説に立ってはいけない場合とがあるんですよ。各長崎県内の市町村、最近でもありましたよね、職員さんで、ね、横領、自分の所で預かるお金を職員さんが横領している記事が長崎新聞にも大きく報道されておりました。全国でもいっぱい出てますよ。

だから、町長自身が性善説を信用しているっていう言葉はね、あくまでそういう気持ちを持たんといかん面もありますよ。しかし、100%信じて良いのといけないという、やっぱりなぜかちゅうとですね、犯罪の余地を発生するような業務のシステムを持ってる人間ちゅうのは心は弱いものがあります。

例えば、多額の借金をしている人なんかはですね、なんとかして、もうお金も借りれなかった、どこからか金を工面せんといったら、本当はその人は盗んでいけないと思っけていても、ついつい目の前にお金があると手を出してしまう。だから、そういった人を生まないためにも、しっかりとした管理をしておかなきゃいけないということを町長に私は申し上げているわけでございます。信用するのと信用しない、これは次元が別なんですよ。

最後に私、もう時間が、そろそろもう迫って来ますからね、まとめの質問をさせてください。

今回、私の一般質問の最大の論点は3つです、3つ、いいですか。

1つ、現在の退職報償金の支給方法、すなわち口座振り込みではなく現金で手渡しを行っている町の業務。それから退職される方に直接支給されるべき退職報償金を分団長に渡しておられた今までの町の業務。これはですよ、令和8年度からいいんですけれども、それが今まで渡したお金がどのように管理しているかということも大きな問題点ですので、適切かどうかですね。これは令和8年度から改善されるということだから一歩前進です。

2つ目、県から満額支給されたはずの退職報償金が退団される方の勤務状況によって、一部減額されて渡されていること。これもどうなのかな。誰が何の権限で、いくら減額するという権限は、根拠は、何を持ってやっておられるのか。極めて重大な問題だと私は思っております。

3つ目、一部減額された金額が各本部、各第1分団から第8分団までどのように管理をされて、どのように使われているのか。これが公開されていけば問題ありません。もう公開されても問題あるんですけれどね。

それが闇の中、裏帳簿で管理されているって一部の消防団員の幹部団員によって管理されているとしたら由々しき問題。すなわち、今回退職された方は、全くそういうことを知らなかった。年額報酬費が支払われていることも知らなかった。

ましてや、退団するにあたり、退職報償金があることも初めて知り、全額もらうべきか否か迷ってますという相談が私に複数ですよ、寄せられたこと。ですね。

やっぱり、これらの行為はですね、私は先ほど一部の町民、一部の消防団員から寄せられた業務

上横領の罪に当たらないのかどうか。これはよく、これからも私も研究してまいりますけれども、弁護士さんを通じて。

そもそも、組織的に長年に渡って慣例として行われてきた疑いが私は濃厚だと思っております。

だから、岡田町長の時から始まったわけじゃありません。もうずいぶん前から行われてきたんでしょ。それを変えるということは、本当にパワーが要ります、リーダーシップが要ります、勇気が要ります。

その勇気をですね、岡田町長、是非持たれて、消防団をあるべき姿、そしてこれから入ってくる若い人たちが誇りを持って、消防団の活動に従事されるモチベーションが高くなるような、そして消防団員の処遇改善についてはですね、やはり町の税金で手当してやるべきなんです。運営費が足らなかつたら運営費をしっかりと必要な管理運営費は手当してあげる。これは私たち議会も大事なことですよね。

今度、予算審議が明日から始まります。一つ一つの議案を、与えられた町民から委ねられた税金をですよ、有効に費用対効果も考え、明日からしっかり審議させてもらいたいと思います。以上で私の一般質問を終わりますけれど、最後に町長の見解をお伺いして終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

大石議員がおっしゃるように、うちの役場本体もですね、なるべく現金を扱わないように全部もう口座振替、振り込み、そういう形にして、特別なその会計を持つところもございしますが、それは随時監査を強固にしておりますので、事件が起こらない、他所のことではなくて身近なことと捉えて、本当に今回から現金をなるべく扱わないシステムに切り替えていこうとは考えていますので、よろしく願いいたします

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、6番、大石俊郎議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時45分）

再開（午前10時54分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を開きます。

次に、3番、構浩光議員の質問を許します。3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

先に通告していました2点について質問いたします。

まずはじめに、ちょっと訂正をお願いします。

4ページのですね、(1) 令和4年度、5年度の成果報告書から被保険者の「被保険者」を「国保」に変えていただいてよろしいでしょうか。

それでは質問に入ります。

1、狂犬病予防注射及び野良犬、野良猫の現状及び対応・対策について

生後 91 日以上の犬の飼い主は、狂犬病予防注射を受けさせ、注射済票を飼い犬に装着することが法律で義務付けられています。

厚生労働省によると、狂犬病はウイルスに感染した犬や猫、コウモリなどの哺乳類にかまれ、だ液に含まれるウイルスが傷口から体の中に入ることによって人に感染します。潜伏期間は1か月から3か月程度で、いったん発症すると有効な治療法はなく、錯乱やけいれん、それに呼吸障害などの症状が出て、ほぼすべての患者が亡くなるということです。

予防注射は、町が行っている集合注射会場や動物病院で受けることができます。実施状況等を伺います。また、野良犬、野良猫の現状及び対応・対策について伺います。

(1) 令和4年度、5年度の成果報告書から令和4年度、畜犬登録頭数 394 頭、狂犬病予防注射頭数 279 頭、注射をしていない犬 115 頭。令和5年度、畜犬登録頭数 413 頭、狂犬病予防注射頭数 315 頭、注射をしていない犬 98 頭。令和6年度の状況を伺います。

(2) 動物病院で、病弱や注射アレルギーなどの証明があれば予防注射を免除できますが、各年度、何頭いて狂犬病予防注射頭数に含まれているのか伺います。他に免除できる要件があれば、伺います。

(3) 令和4年度の随時接種 74 頭、令和5年度の随時接種 131 頭は、再通知を実施された結果で接種されたのか伺います。

(4) 毎年、約 100 頭の犬が狂犬病予防注射を実施していないことになりませんが、要因を伺います。

(5) 狂犬病予防注射は、義務ですが罰則はありますか。また、科料は誰が科するのですか。

(6) 東彼杵町犬取締条例がありますが、今まで罰則にあてはまった事案はなかったか伺います。

(7) 東彼杵町に野良犬は何頭いますか。また、人畜その他の被害がなかったか伺います。

(8) 迷い犬、野良犬の命を救う対応・対策を伺います。

(9) 令和4年度、5年度の成果報告書から令和4年度、猫引き取り数 22 頭、令和5年度は0頭でした。令和6年度は何頭でしたか。また、引き取り先の場所はどこですか。

(10) 多頭猫を飼っている家庭等からの相談件数、相談内容及び対応策を伺います。

(11) 東彼杵町野良猫不妊・去勢手術費用助成金交付要綱がありますが、申請された件数を伺います。

(12) 地域猫活動が以前ありましたが、現在、実施されている地区はありますか。

(13) 12月の広報誌で捨て猫の情報が寄せられていますと掲載されていたので、内容を伺います。また、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金の根拠及び科料は誰が科すのか伺います。

(14) 捨て猫、野良猫の命を救う対応・対策を伺います。

2、国民健康保険事業について

国民健康保険法の改正により、平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の事業主体として国民健康保険制度の安定化を図るとされています。また、国民健康保険事業特別会計において、市町の医療費については、県が交付金として全額を交付し、市町は県へ納付金として納めることとなっています。現在の状況・計画について伺います。

(1) 令和4年度、5年度の成果報告書から国保の加入者は、令和4年度 1,916 人(加入率 25.46%)、令和5年度 1,858 人(加入率 24.12%)となっており、国保には、職場の健康保険や後期高齢者制度

に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての町民が加入しています。現在の加入者、加入率を伺います。

(2)国民健康保険税は、医療給付分、後期高齢者支援分、介護納付分があり、賦課区分は、応能割(所得割額)、応益割(被保険者均等割額・世帯平等割額)がありますが、保険税率は、県からの通知で決められているのか、納付金に対して町で計算し決められているのか伺います。

(3)現在の保険料(税)率は、県下で何番目か伺います。

(4)保険税は、前年度所得で決定されているのか伺います。

(5)保険料(税)率の県下統一に向け、長崎県が示す標準保険料(税)に段階的に引き上げると計画されています。令和2年度から現在まで保険税率の据え置きとなっていますが、いつ頃から引き上げられるのか、何年かけて調整されるのか伺います。

(6)令和6年度より大阪府と奈良県で保険料水準が完全統一となりましたが、長崎県はいつ頃になるのか、また、他都道府県で他に統一するところがあるのか伺います。

(7)令和6年度の予算概要で前年度比3%の減額予算で主な要因は、団塊の世代の後期高齢医療の移行と被保険者の減と記載されており、財政調整基金の取り崩しもなかったとありました。

しかしながら、令和3年度までは、収支の結果、財政調整基金の積立をしていましたが、令和4年度から積立ができていない状況ですので、要因及び対応策を伺います。

(8)低所得者に対する減額保険税について、令和4年度1,239人、減額総額約3960万円、令和5年度1,197人、減額総額約3860万円となっています。減額した保険税の代替え財源は何か伺います。

(9)低所得者の割合が令和4年度約67%、令和5年度約64%占めています。今後、どのような運営をされるのか伺います。

(10)過去3年間の特定健診率と保健師の指導率及び県内の順位を伺います。

(11)過去3年間で高額医療費の費用額、件数のベスト5位を伺います。

(12)医療制度改革により被保険者に対して生活習慣病に着目した特定健診、特定保健指導が義務付けられましたので、令和6年度の取り組み内容及び対象者等(人数を含む)を伺います。

(13)2月8日長崎川棚医療センター主催の健康公開講座が東彼杵文化ホールで開催されました。内容は、脳卒中の話、带状疱疹について、糖尿病の話、「もの忘れ」の予防と対策について、専門医師から解説がありました。町民の方は、約60名参加されていましたが、健康に関することですので、町民の参加呼びかけ、町独自の健康講座の取り組みに関する、町長の考えを伺います。

(14)国保の被保険者に限らず、町民が元気に過ごせる施策を伺います。登壇しての質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(浪瀬真吾君)

町長。

○町長(岡田伊一郎君)

それでは、構議員の質問にお答えをいたします。

まず、大きな1番目の狂犬病予防注射に関する質問についてお答えをいたします。

1点目の令和6年度の登録頭数の状況でございますが、令和7年2月20日現在で登録数は411頭で、うち注射済みが306頭、未接種が105頭となっております。

次に2点目の予防注射の免除頭数についてお答えをいたします。

令和2年度が14頭、令和3年度が12頭、令和4年度が9頭、令和5年度が6頭、令和6年度8頭となっておりますが、これらの頭数は狂犬病予防注射頭数には含まれません。

また、他に免除できる要件でございますが、獣医師の判断となるため、動物病院に猶予証明を発行していただくようお願いをいたしているところでございます。

次に、3点目の再通知の件についてお答えいたします。

毎年10月に未接種に対し督促状を送付しております。督促状が送付されてきたことによって接種されたのかは判断しかねますが、督促状の効果はあると思われれます。

次に、4点目の狂犬病予防注射を実施していない要因についてでございますが、小型犬が増え、室内犬も多くなっていることから、接種しなくてもいいと思われているのか、又は接種はしているが役場に注射済み票の申請に来られていないところがあると思われれます。

次に、5点目の罰則ありますか、科料は誰が科すのかについてお答えいたします。

狂犬病予防法第27条第2項の規定により、犬に狂犬病の予防注射を受けさせず、又は注射済み票をつけなかったものは20万円以下の罰金が科せられます。

また、科料は裁判所が科すこととなります。

次に、6点目の犬取り締まり条例に罰則の事例があったかについてでございますが、平成30年に1件ございました。放し飼いがあり、近隣からの苦情により、不起訴となりましたが、控訴までいった事例でございます。

次に、7点目の野良犬頭数と被害の件についてお答えします。

野良犬の数は不明でございます。昨年は3頭の所有者不明の犬を保護いたしましたが、被害は個人の敷地に侵入及び履物等の持ち去りでした。3頭とも人に慣れており、飼い犬ではないかとの報告を受けています。それ以外の報告はあっておりません。

次に、8点目の迷い犬、野良犬の命を救う対応策についてお答えいたします。

対応としては、保健所の譲渡会を町のホームページに掲載し、告知をしています。

保健所が即殺処分と思われがちでございますが、保健所でも譲渡会が開かれ、新しい飼い主を探されています。

次に、9点目の令和6年度の引き取り、何頭と引き取り先の場所についてお答えいたします。

東彼三町とも令和6年4月により引き取りを廃止しております。以前は役場本庁と千綿支所で引き取りを行っていましたが、昨今の動物愛護の観点から引き取りを廃止しております。

次に、10点目の多頭猫を飼っている家庭等からの相談件数、相談内容及び対応策についてお答えをいたします。

多頭飼育の家庭からの相談はありません。近隣の苦情から発覚することがほとんどですので、発覚してからの対応となります。

対応としては、相談会の案内や不妊・去勢手術についての話をし、理解してもらい、行動に移してもらいます。最近の事例では2件ございました。

1件目は木造2階建てでございましたが、1階2階ほとんどの室内で飼われており、40頭以上の猫を飼われていました。

借家でしたので、町外に一軒家を購入され、猫も一緒に転出をされているところでございます。

2 件目は敷地内にある農業用倉庫の中で猫用のこたつや暖房器具を置き、20 頭ほど飼われていました。こちらも近隣からの苦情で発覚し、直ちに保健所と訪問し話をいたしましたところ、今後さらに増えることを心配されていたため、相談会の案内や不妊・去勢手術について説明をしたところでございます。

次に、11 点目の野良猫不妊・去勢手術費用助成金申請件数についてお答えいたします。

不妊手術は令和 4 年度が 9 頭、5 年度が 6 頭、6 年度が 10 頭。去勢手術は令和 4 年度が 6 頭、5 年度が 7 頭、6 年度が 11 頭となっています。

次に、12 点目の地域猫活動をしている地区については、川内地区の 1 地区となっています。

次に、13 点目の 12 月の広報誌で捨て猫の情報の内容と、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金の根拠及び科料は誰が科すのかについてお答えをいたします。

新港の多目的グラウンドで捨て猫の情報がございました。根拠法令は、動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 3 項となります。また、科料を科すのは裁判所となります。

最後に、14 点目の捨て猫、野良猫の命を救う対応・対策についてお答えをいたします。

保健所では、譲渡会を年に 3 回開かれております。令和 6 年度は 101 頭の引き取りに対し、77 頭が譲渡されているところでございます。

次に、大きな 2 番目の国民健康保険事業についてお答えをいたします。

まず 1 点目の国保の加入者加入率についてお答えいたします。

令和 7 年 1 月末現在で、人口 7,340 人に対し、国保被保険者数 1,740 人、加入率 23.7%となっております。

次に、2 点目の保険税率の決め方についてお答えをいたします。

保険税は県から示される標準保険料を参考にしつつ、町で算定した保険税率としています。

次に、3 点目の県下で何番目かについてお答えをいたします。

保険税率は医療分、後期支援分、介護分と分かれておりまして、合わせた合計の保険税率はいずれも高い方から所得割が 10 番目、均等割が 4 番目、平等割が 12 番目となっており、所得や被保険者数を同じとしたモデル保険料率で試算すると、県内 9 番目にあります。

次に、4 点目の前年度所得で決定されているのかについてお答えをいたします。

所得割につきましては、前年度の所得で決定しております。

次に、5 点目の保険料率の引き上げに関するご質疑にお答えいたします。

予算概要に記載のとおり、令和 3 年度以降、保険税率据え置きによる財源不足は財政調整基金から取り崩す当初予算編成としていましたが、基金取り崩しを行うことなく、財政運営を保てておるところでございます。

依然として厳しい財政運営であります。令和 7 年度においても税率を据え置くことで予算編成をいたしております。

特に、平成 30 年度県下 1 位、令和元年度 4 位と、県内でもトップクラスの医療費が高い町でございましたが、令和 3 年度では県内 16 位と医療費が下がり、県平均を下回る医療費水準で推移していることが税率を引き上げなくても運営を保てている要因と思われま。

今後の医療費動向や制度改革などの状況を注視しながら税率を検討していくこととしております。

次に、6点目の長崎県の保険料統一に関するご質問にお答えをいたします。

令和6年3月に策定された長崎県国民健康保険運営方針には、今後さらに完全統一の実現のため、国及び他県の取り組み等を参考にして、市町向け公費の見直し、収納率の平準化等様々な問題の解決に取り組むこととし、市町との丁寧な協議を経て、実現可能なものから順次統一化を図り、完全統一の実現を目指してまいりますとあります。時期は明記されていません。

他の都道府県でも完全統一を目指されていますが、今のところ大阪、奈良以外に完全統一したところはないようでございます。

次に、7点目の令和4年度から積立ができていない要因及び対応策に関するご質疑、ご質問にお答えいたします。

要因を強いて挙げるとするならば、余剰金が発生するような税率引き上げを行ってこなかったからであると思われまます。

対応策につきましては、税率引き上げが簡単ではありますが、東彼杵町は県内で最も1人あたり基金保有額が高く、3年間利子以外は積み立てがなかったものの、2年連続の赤字もなく、令和6年度財政も黒字の予定でありますので引き続き医療費適正化や保険事業の推進で財政運営が維持していければと考えているところでございます。

次に、8点目の減額した保険税の代替財源は何かについてお答えをいたします。

国民健康保険法により、低所得者に対する保険税軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定制度であり、減額した金額を2分の1は国、県と町で4分の1ずつ負担し、一般会計から繰り入れをしているところでございます。

次に、9点目の今後どのような運営をされるのか伺いますについてお答えします。

7点目の質問でお答えしましたように、国民健康保険法による低所得者に対する軽減措置がある他、さらに低所得者を多く抱える市町村を支援する制度が拡充されており、具体的には保険料軽減の対象となった一般被保険者の数に応じて平均保険税の一定割合を繰り入れており、保険料軽減分と同時に国2分の1、県市町4分の1負担となっています。

こうした制度により、国民皆保険の防波堤として国民健康保険が運営可能となっております。

次に、10点目の過去3年間の特定健診率と保健師の指導率及び県内の順位についてお答えをいたします。

特定健診率は令和3年度が62.1%、令和4年度が61.6%、令和5年度が59.3%となっています。これは県内順位はいずれも1位となっているところでございます。

次に、特定保健指導終了率でございますが、令和3年度が56.3%、令和4年度が60.9%、令和5年度が61%となっています。県内順位はそれぞれ13位12位で、令和5年度は未発表でございます。

次に、11点目の過去3年間で高額医療費の費用額件数がベスト5位についてお答えをいたします。

東彼杵町国民健康保険の医療費に占める割合が高い順で、令和3年度と令和4年度は同じ順位でございましたが、第1位のがん、第2位が精神病、第3位が筋骨格、第4位が慢性腎臓病、第5位が糖尿病となっているところでございます。

令和5年度は、第1位のがん、第2位が精神病、第3位が筋骨格、第4位が糖尿病、第5位が慢

性腎臓病となっています。4位と5位が入れ替わっているところであります。

件数によるランキング統計値は持っていません。

次に、12点目の特定健診特定保健指導の令和6年度の取り組み内容及び対象者等についてお答えをいたします。

まず、特定健診対策の取り組み内容は、町内医療機関との連絡会議、健康づくり推進員による活動、これは幟や受診勧奨でございます。

そして、区長会での受診勧奨、次に、県との共同事業による対象者の傾向に合わせてナッジ理論を活用したハガキ勧奨。次に、30歳35歳対象の人間ドック補助を町単独で事業化しているところでございます。

令和6年度の対象者数は令和7年1月末現在で1,270人となっています。

次に、特定保健指導対策の取り組む内容でございますが、特定健診データからメタボ、特定保健指導対象者には、健康事業団とともに特定保健指導を実施をしているところでございます。

併せて糖尿病性腎症重症化予防事業、それから生活習慣病重症化予防事業として対象者をピックアップし、受診勧奨や保健指導を行っているところです。

令和6年の特定保健指導対象者数は令和7年1月末で80名となっております。

次に、13点目の町独自の健康講座の取り組みに関する考えでございますが、川棚医療センターの公開講座につきましては、通常医療センター内で実施されることが多いようですが、今回、本町の文化ホールで実施していただきました。今後も各地域に出向いての取り組みをいただけるとありがたいところでございます。

開催案内については医療センターから周知依頼があり、区長配布で各世帯にお届けをいたしました。

このような生活に役立つ情報は、町以外での主催事業であっても案内を行うべきだと考えておりますので、今後とも情報収集に努めていきたいと考えております。

また、町独自の健康講座に関しましては、保険と介護の一体化事業としての健康講話、老人会、サロン会などで実施しているところでございます。

他にも、食改の料理教室と併せた健康講話など会話のしやすい小さなグループの方が理解は深まりやすいと考え、このように地道なアプローチを続けているところでございます。

その他、各地域で健康講座の要望があれば、その時々ニーズに合わせた対応で可能と思っておりますので、ご相談いただければと考えています。

最後に、14点目の町民が元気に過ごせる施策についてお答えいたします。

東彼杵町の健康課題として、食塩、砂糖の取りすぎ、野菜摂取の不足、運動不足、喫煙率の高止まりがあります。

これらから引き起こされる脳血管疾患、糖尿病性腎症などをいかに減少させるかが長崎県・本町の共通した課題となります。

全ては、個人の生活スタイルに関わる部分ですので、特定保健指導の対象になるような課題を抱えられた方には個人向けのハイリスクアプローチを行います。それ以外の方に向けては、集団向けのポピュレーションアプローチになります。

具体的には、食生活改善推進員を中心とした地域活動、長崎県健康アプリ「歩こーで！」を活用

した町独自の抽選会の実施、「歩こーで！」のポイント対象事業に保健センターのトレーニングルームや社会体育事業等も巻き込んだ日常的なスポーツの推進、喫煙の健康リスクの広報活動、健康経営宣言事業所の拡大などに取り組んでいきたいと思っております。以上、登壇での回答といたします。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

まず、狂犬病予防注射率はですね、令和4年度が約71%、令和5年が約76%になりました。

厚生労働省のですね、令和5年度末の全国平均がですね、70.2%、長崎県は69.7%で、一番受診率が高かったのは山形県の87%でした。

この東彼杵町のですよ、71%、76%に対して町長の考えはどうでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この予防注射はですね、個人におまかせして、町が強制すべきものでもございませんので、皆さんの考え方に従っておりますけれども。

狂犬病の恐ろしさというのはですね、随時広報をしておりますので、そういう形で、またもう一段上に上がるようお願いをしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

毎年ですね、約100頭の犬が狂犬病予防注射をしていませんが、日本では狂犬病予防注射が義務付けられており、基本的に国内での感染は昭和31年度を最後に発生しておりません。令和2年、フィリピンからの帰国者が狂犬病で亡くなっています。今後の対応はどのように指導をされますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（小林竹哉君）

ホームページ等によりましてですね、狂犬病予防注射の接種義務について情報を発信して、続けていきたいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

先ほどの回答、ちょっと重なると思いますが、ちょっと再度確認します。

狂犬病予防注射は義務ですが、町の条例は罰則はありませんが、実施していない飼い主に対し、狂犬病予防には 20 万円以下の罰金を処するとありますが、町としてはどのような対応をとられるのか再度伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり町民課長。

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、構議員からありましたようにですね、もう粘り強く、まだ今まで罰金とか料もなったことありませんが、そういう、先ほど言いましたように危険性を周知してもらうためにあらゆるところで粘り強く、飼い犬とか持っておられる方はもう狂犬病の予防は必ずお願いしたいということしか、ちょっと対応が取れないのではないかなと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

町のですよ、犬取締条例には飼い主の義務があります。該当するのですね、飼い主が占有する場所以外の場所に放し飼いにしないこと。人畜に被害を加え、また加える恐れがある犬は常時係留すること。飼い主が連れ出す時は丈夫な鎖又は綱を掛け、人を咬む恐れがある場合は必ず口輪を掛けること。飼い主が管理する場所以外に連れ出す時はふんを処理するための用具を携行し、ふんを排泄した場所はこれを持ち帰り、適切に処理しなければならないとあります。

そこで、違反した場合ですね、被害を与えた場合、飼い主に対して 2 万円以下の罰金を処するとありますが、町職員がですよ、直接見た場合、町民からの連絡があった場合、町としてはどのような対応をとられるのか再度伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（小林竹哉君）

そういう情報が入りましたら飼い主のところにお伺い行きまして、説明をいたしたいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

今の分でいけばですよ、もしそれが発覚した場合はですよ、町が罰金を科せるということで考えていいんでしょうかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（小林竹哉君）

のちほどの回答でお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構造光議員。

○3番（構造光君）

実はですね、私は役場の勤務中にですね、訪問先で室内の飼い犬に咬まれたことがあります。その時、飼い主さんにですね、予防注射を実施されたかすぐ訪ねました。そうしたらされておりました。

近年ですね、先ほどの町長の回答があったようにですね、犬を室内で飼われている家庭が増えています。町職員もですね、各家庭に行かれると思いますので、是非、狂犬病予防注射を受けるような取り組みとですね、職員に対してですね、どのような指導をされるのか、そこをお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

小型犬ですよ、なかなか皆さんよく管理をされておりますので、例えば家に赴いたときには、やっぱり犬との距離を取らないと、知らない人だったらすぐ飛びかかって咬むかもしれませんので。そういうことで注意をしていくようにしています。

外側で大型犬なんかは、やっぱりリードが長いとですね、いくら結んであっても距離感がちょっと間違えばちょっと大変なことになりますので、その辺は個々、職員にも日々注意をしていきたいと考えております。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構造光議員。

○3番（構造光君）

実はですね、私が咬まれたのはですね、小型犬だったんですよ。ズボンでですね、作業服のズボンから咬まれたもんですから、そんなにひどくなかったもんですから、帰ってちょっと消毒した程度で終わったんですけど、十分職員さんには注意してですね、行かれるようにですね、よろしくをお願いします。

それでは質問に入ります。今度は猫の方に入ります。

令和4年度ですね、猫引き取り頭数が22頭はですよ、全て飼い猫かどうか。ですね。

先ほど令和5年度からはですよ、保健所引き取りと伺いましたが、町民への通知はどのようにさ

れたのかですね。

また、引き取りされた猫は飼い猫か野良猫が、何頭なのか、引き取り費用を伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（小林竹哉君）

令和6年4月から引き取りは廃止しておりますけれども、確認していないんですけれど、そうですね、町民への周知の方はちょっと確認させていただきます。

猫の22匹ですね、この内訳ものちほど回答させていただきます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構造光議員。

○3番（構造光君）

野良猫のですね、不妊手術が1頭につき1万2000円ですよね、去勢手術が1頭につき1万円ですよね。これは、病院にですよ、実際掛かる価格だったのかどうかお尋ねをします。

というのはですよ、この条例によればですよ、野良猫が対象ですよ。野良猫をですよ、病院等にわざわざ持って行って1万2000円、1万円以上出すっちゃうのは、私は本来、これがおかしいんじゃないかなと思っております。

またですね、この連れて行くのにですよ、実際の車とか使われて行かれると思いますので、その辺もちょっと検討の余地があるんじゃないかなと思っておりますが、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この避妊等につきましてはですよ、町の助成をしているところがございますので、今後の対応につきましてもですね、交通費等も考慮していかなければいけないのかなとは考えているところがございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構造光議員。

○3番（構造光君）

地域猫の活動がですよ、川内地区でされていると聞きましたが、何人でされているのか。餌等はですよ、決まった場所でされているのか、そういう状況を教えてもらいたいと思います。

また、以前ですね、されていた地区がやめられた理由がわかれば教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（小林竹哉君）

川内の1団体ですけれども、人数がですね、2、3人と聞いております。

団体の名前から、「人と猫と東そのぎ」という団体で〇〇さんが代表で行われております。

やめられた団体ですけれども、理由の方はちょっとお伺いしておりません。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

やめられた理由をですね、聞いてもらった方が今後の参考になると思います。

それでは、捨て猫のですよ、多い地区で、捨て猫は先ほど言われましたかね、その猫が40頭と20頭って言われていますが、その猫はどうされたんですかね、持っていかれたのか、そののところがよろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（小林竹哉君）

猫40頭も一緒に転出、持っていかれました。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

町長にお尋ねします。

今後ですよ、地域猫活動の推奨の考えはありますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

以前ですね、蔵本もそういう形でしていたんですけれども、ちょっとなくなりましたけれど。

猫が、今そういう動物愛護法ができておりますので、今度、区長会等もですよ、話をしてそういう形で、地域で見守るような体制がとれないかどうかお話をしてみます。よろしく願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

飼い犬、飼い猫ですね、ペットは家族の一員として私は思っております。

責任を持って終生ですね、亡くなるまで飼うことが飼い主の義務と、義務責任と思っておりますが、町長の考えはどうでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

やはりですね、一旦飼うということはですよ、最後までやっぱり責任を持って、覚悟を決めて私は犬猫も飼っていただきたいなと思っております。そういうことでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

飼い猫、飼い犬についてはですね、広報とか何とかでですね、最後まで責任持って飼ってもらうようにですね、広報をよろしくお願いします。一番目の質問を終わります。

2番目の国民健康保険事業について入ります。

東彼杵町ですね、まず、頂いた資料によりますと、東彼杵町のモデル事業の保険料は、先ほど町長が言われたように21市町で9位でした。

県からの標準保険税、保険料は示されているのか再度伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

県から標準保険料率は示されております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

令和7年度予算でですね、財政調整基金約2億7000万円のうち、12年ぶりにですね、830万1000円の取り崩しをされていますが、要因と今後も取り崩しが続くのか伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

令和7年度の予算を編成するに当たりまして、財源不足を補うためということで基金の取り崩しを予算上は計上しておりますが、実際取り崩すことになるかどうかということも含めてですね、実際取り崩しがあった場合には保険税率の標準保険料率、保険税率を参考にしまして税率の改定等を検討していかなければならないと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構造光議員。

○3番（構造光君）

長寿ほけん課長が言われたようにですね、今回の財政調整基金の取り崩しをされていますので、今後、保険税をですよ、段階的に上げるべきじゃないのかなと私は思っているんですけど、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、段階的に上げるかどうかは基金ですよ、残額等も調整をしながら、今のところ基金もございまして、その辺を見ながら保険料率を上げるかどうかは決定をしていきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構造光議員。

○3番（構造光君）

以前はですね、特定健康受診率、特定保健指導などの取り組みにより、保険者努力支援の上乗せ交付金がありました、現在はあるのかどうか伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

上乗せはあっていると認識しておりますが、のちほど確認して回答いたします。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構造光議員。

○3番（構造光君）

先ほど、町長の説明によりますと、私も資料を頂いたんですけど、疾病別の順位がですね、がん、精神、筋骨格、糖尿病、慢性腎臓病となっています。

がんはですよ、早期発見、それから精神、筋骨格、慢性腎臓病、糖尿病も50%は遺伝で、残りの50%は糖尿病にかかるそうです。

先日の健康講座でですね、生活習慣改善、例えば睡眠、運動、食事療法、禁煙により予防ができると聞きましたが、町長の考えを伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは食生活の時も毎回言っていたんですけども、やっぱり塩分摂りすぎとか野菜を摂るとかですね、そういうことと運動。

そういうことで皆さんにお願いをしていきますので、1年に一度そういう食生活の改善の講演もごございますので、そういうことで皆さんに、住民の皆さんにも周知をしていきたいと思っております。

やっぱり自分の健康をやっぱり自分で守るという自覚がないとですね、やっぱり喫煙もそうですけれど、タバコもそうでございますけれども。そういう形で、自覚をしないと本当に自分では守れないと思っております。今食生活がそういうことでなっておりますけれども。

なぜ日本の方が今長寿でいらっしゃるかと言えば、体型は、身体は小さいんですけども、やっぱり昔は粗食でですね、そういう栄養過多にならないというか、そういう状況がもう完璧に表れていると思うんですよ。だから、たぶんもう今の、昔の90代の方は本当に食べるものもそう贅沢もなかったんですが長寿になっておられるということでございますので、そういうのを皆さんに知っていただいて、講演等も開いていきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

保健師さんがお見えですので、糖尿病のですね、予防についてちょっとお尋ねします。

どういう予防をすればいいか教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長補佐。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長補佐。

○こども健康課長補佐（山本由紀君）

糖尿病の予防ということですが、まずは、今肥満が、最近子どもさんから妊婦さん、成人の方全ての方が肥満が増えてきております。まずはその肥満の予防ということで重要視して、食生活のバランス、今も食生活をバランス良い食生活にしなければ、肥満の方に偏っていきますので、バランス良い食生活ということ徹底して、今保健指導の方で進めさせていただいております。

あと、生活リズムの不規則さも食生活に影響してきておりますので、なかなか仕事との兼ね合いで今不規則な方がいらっしゃいますが、その中でもどのようにすれば規則正しい食生活が得られるかということでヒントを与えながらの保健指導を行っております。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

大変参考になりました。ありがとうございました。

それではですね、2月21日にですね、総合会館文化ホールでオレンジランプの上映会がありました。これは2回に分かれてあったんですけど、私1回目の方ですね、上映会に参加しまして、1階の会場はほぼ満席でした。参加者は何名でしたか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

2 回合計で来場者 411 名でした。1 回目がですね、ちょっと正確に記憶しておりませんが、300 名前後、もう 4 分の 3 が来られたということで一応報告を聞いております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

約、町民のですね、1 割弱の方がですよ、認知症については考えられたと思います。是非ですよ、町民の方にですね、健康に関する講座、上映会の開催を実施してもらいたいと思いますが、再度町長の考えを伺い最後の質問とします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

オレンジランプは若年性認知症ということで、本当に皆さん良かったと言っていたんですが、そういう形で認知症についてもですよ、まだまだ皆さん方からの全部知らせるというのに講演会等も開いてですね、やっぱり日頃から気をつけていく。

それと、今、町で、今度 7 年度に計画していると思うんですけども、行方不明者の方がですよ、QR コードじゃなくて、そういうもので、スマートフォンで撮ってもらえればどこの誰っていうのがわかるような対応をですね、していければなと考えているところでございますので。

今後、本当に認知症、誰になるかいつなるかわかりませんので、そういうなるときと皆さんの対応の仕方っていうことを考えていかなければいけないと思っております。

私も、私事で申し訳ないんですが、父がもう 97 歳の時同じ話を何回もするんですね。さっき聞いたじゃないかと言ってもまたするんですよ。だから、財布がなくなったとかご飯を食べていないとか、もう兆候がわかってきますので、昔全然わからなくてですね。そういう形で皆さんにお知らせをしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、3 番、構浩光議員の質問を終わります。

大石議員の質問を保留した分で回答があるということでございますので、総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

大石議員のご質問で、令和 4 年度ですね、先ほどは令和 5 年度分でしたけれど、令和 4 年度分の退職団員さんの内訳を申し上げます。

本部が 2 名、1 分団が 3 名、2 分団が 5 名、3 分団が 2 名、4 分団が 2 名、5 分団が 4 名、6 分団が 2 名、8 分団が 3 名、7 分団はありませんでした、8 分団が 3 名。以上、23 名となります。

もう 1 点ですね、LINE の方の内容、どういった内容だったのかと、通知した内容ですね。

読み上げますけれど、「令和 5 年度退職分の退職報償金及び互助会退職金が準備できましたので受領をお願いします。」ということで、期日としまして、「期間が6月17日から7月19日、時間が8時30分から17時まで、場所については役場総務課、印鑑をお持ちください、退職者がわからない場合はお尋ねください。」とこういった文章でLINEで案内をいたしておりますので。以後文書で通知するような形になるかと思えますけれど、文書で書くような大まかな内容となっておりますので、以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

先ほどの構議員の質問で保留としておりましたが、特定検診の受診率の高い場合の上乗せということで保険者努力支援交付金ということで上乗せがされております。以上です。

○——○——

了解です。

○議長（浪瀬真吾君）

昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 46 分）

再 開（午後 01 時 12 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中の一般質問の折に、保留してありました答弁を町民課長よりお願いします。それと訂正と。町民課長。

○町民課長（小林竹哉君）

訂正と、2件回答をいたします。

構議員の質問、12の回答の中で、個人名を含めた回答をいたしましたので、会議録からの削除をお願いいたします。

回答の1つ目ですけれど、東彼杵町犬取締条例の2万円以下の罰金、だれが科するのかということでしたけれど、長が科すこととなります。

質問9番の猫引き取り22頭の内訳ですけれど、22頭のうち飼い猫が3頭、捨て猫が19頭となります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

引き続き一般質問を続けます。

次に、7番、口木俊二議員の質問を許します。7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

先に通告していましたが3項目について質問をさせていただきます。

1点目、大村湾グリーンロードをサクラの名所について

日本人は遠くの昔からサクラに限らず花を愛でる習慣があるように思います。

サクラは万葉集や古今和歌集でも詠まれているほど、古くから愛され続けてきた花です。サクラといえば日本をイメージする人が多いと思います。大村湾グリーンロード沿線はサクラを愛でる場所に相応しいと思い質問をしたいと思います。

(1)町内にもサクラの名所はたくさんあると思いますが、花に限らず名所というのはいくつあっても良いものだと思っております。花に対する町長の率直な気持ちを素直に聞かせていただければと思います。

(2)大村湾グリーンロードは大村湾を見渡せる場所がいくつかありますが、絶景スポットといわれる「緑道豊穰」の碑がある駐車場にはいつも車が止まっています。新幹線と F1 カーとのツーショット写真の撮影も行われた場所でもあります。新幹線とのコラボ写真とはいきませんが、大村湾グリーンロードをサクラ街道にと夢見たことはありませんか。

(3)起点から大村市との境界まで全線とはいきませんがスペースの取れる場所の整備をし、町内に足を運んでもらえるような整備を計画するというような考えはありませんか。

2 点目、大村湾の水質改善について伺います。

令和 4 年第 4 回定例会でも質問をしていますが、大村湾の水質改善についてお尋ねしたいと思います。

(1)時期は忘れましたが昨年秋頃、大村市長、長与、時津両町長と「大村湾をきれいにする会」で水産庁や環境省に陳情に出向かれていますその成果は。

(2)全国でも有数の閉鎖性海域でもある大村湾の水質は改善傾向にあるといわれていますが、まだ改善したとまでは言えない状況にあると考えています。下水道も年々普及していますが、岡田町長以下どのような要望活動をされたのか伺います。

(3)町内の海域での海底耕うんの予定は考えられないのか伺います。また、赤潮対策としての対策は考えておられるのか伺います。

3 点目は、自治会加入促進について伺います。

大村市は昨年 11 月に市民の町内会加入を促進するための条例案を示され、令和 7 年度から施行を目指すとして新聞に掲載されていました。本町でも加入率が年々減少しているように感じております。私の自治会でも加入率が 8 割弱にとどまっております。

高齢化が進み、大きな災害が発生したり自治会の作業等にも影響がおよび、地域コミュニティも薄れてくるのが懸念されています。強制はできませんが町長はどのように感じておられるのか伺います。登壇しての質問は以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、口木議員の質問にお答えをいたします。

名所ということでございますけれども、桜の名所につきましては、私も本当に素直な気持ち、桜は非常に日本の代表する花だと思っておりますので、心を和ませる一つの要因にもなっていると思っております。

これはアメリカのワシントンにも日本の桜が植えられて有名になっておりますし、そして、本当に気持ちが和むのが間違いなく花に対することだと思っておりますので、今後もその名所というの

は皆さん方がどう判断していただけるかにかかっておりますが、数多くあってもいいのではないかなと思っているところでございます。

2点目の桜街道でございますけれども、桜街道は本当に綺麗だと思いましたが、私東京の隅田川沿いに徳川吉宗が桜を植えて、その後ずっと名所になっているところでございまして、非常に人も多く。それから目黒川沿いでございますけれども、これも有名になっておりますけれども。本当に桜というのは日本を代表するところでございます。また、静岡の河津桜も非常に有名でございます。

そして、日本のラグビーのジャージにも桜が刺繍をされておりますので、本当に日本を代表することだと思っておりますので、街道というか、そういうことができれば本当に綺麗で、人を寄せることができるんじゃないかなと思っているところでございます。

次に、3点目の桜街道についてお答えをいたしますが、ご提案の件は実現すれば、大村湾の景色と合わせて新たな名所になると拝察をいたしております。

しかしながら、植栽場所や駐車場など一定規模以上の面積が必要となりますので、用地費、整備費、維持管理費に多額の費用が掛かること、また道路敷への植栽につきましても、桜の木が成長すると枝が車道内へ伸びる可能性があります。これが通行の妨げとなる恐れもあります。

それに伴う剪定や管理費用が非常に高額になることから、現段階では難しいと考えています。

以前、幸十久保から旧いこいの広場まで桜の植樹をお願いしておりましたが、ちょっと病気で枯れてしまいまして、その後対応ができていないところです。

次に、大きな2点目の大村湾の水質改善についてでございますが、まず1点目の陳情の成果につきましては、昨年10月29日に大村市長、長与町長、時津町、東彼杵町の4名で環境省、国土交通省、水産庁にて要望活動を行いました。

水産庁におきましては、トップである森水産庁長官に直接要望書を手渡すなど大村湾の環境保全に関する意見を、交換を行う機会を得ることができております。

また、環境省、国土交通省では、局長や審議官など事務方トップ級の方々と直接お会いし、意見を交換いたしました。

先方からは要望項目に限ることなく、大小様々な国の交付金や市町への支援事業について情報提供を受けることができております。今後の調整に生かすべく研究してまいりたいと考えております。

これはただし、東彼杵町だけでできるわけではございませんので、大村湾沿岸の市町合わせて取り組み方法でいかなければならないと思っているところでございます。

次に、2点目のどのような要望をしたかについてお答えをいたします。

令和6年度の要望活動は、次の3項目を要望いたしました。

1つ目として湾の不栄養化の対策として、流域の下水処理施設の高度処理化を図る。

社会資本整備総合交付金と防災安全交付金について更なる財政支援を行うことを国土交通省へ要望しているところでございます。

2つ目に、多様な生物の生息の場の保全に着目した先駆的な実証実験を全湾を対象にして行うことを環境省へ要望いたしました。

これは、日本にも有数の閉鎖的な大村湾でございますので、実証実験としてとにかくお願いをしたいということでございます。

3つ目に、堆積物の海底耕うん等により酸素を供給することによって、生物の生息しやすい海底に改善し、環境生態系の維持、回復を図る水産多面的機能発揮対策事業について継続的な予算の確保を行うことを水産庁に要望いたしているところでございます。

次に、3点目の海底耕うんの予定と赤潮対策についてお答えをいたします。

まず、海底耕うんにつきまして結論から申しますと、現時点では町内海域で海底耕うんを実施する予定はございません。

町単独事業での海底耕うんは平成15年度から平成29年度まで実施されておりますが、その後は漁業者及び海底耕うんができる大きさの漁船の減少により実施されておられません。

大村湾漁協東彼杵支所に確認いたしましたところ、人員と漁船があれば実施してみたいということでございますが、先ほど申しました事情により実施できないというのが実情でございます。

次に、赤潮対策について、現在行っている対策は「大村湾をきれいにする会」により漂着ごみの回収、大村湾漁協による浮遊ごみの除去などを実施し、陸地では公共下水道施設、農業・漁業集落排水施設及び個人の合併浄化槽処理施設などの設置により、生活排水を浄化することで、生物が生息しやすい海底に改善をしていきたいと思っております。

次に、3項目の自治会加入促進でございますが、自治会は人と人の繋がりや安全安心、環境美化など様々な面で地域交えてその重要な存在と考えております。

過疎化、高齢化の進行もあって加入率低下は大いに懸念しているところでございます。

現在実施しています町政懇談会におきましても、自治会に入らない方が増えてきたといった意見も出され、対策を求められているところでございます。

憲法上、自治会へ強制加入させることはできませんので、転入手続きの際、窓口で自治会加入を促進するチラシを配布し、できる限りの加入をお願いしているところでございます。

なお、令和5年度から地域コミュニティ交付金を全体で400万から800万円に増額して一定金額を交付しています。地域イベントの頻度を高め、共通の活動を促進することで、自治会単位での交流を深める活動を開催していただき、自治会加入率の向上に繋げていただきたいと考えているところでございます。以上登壇しての回答といたします。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

まずはじめから、1点目からいきたいと思いますけれども、先ほど町長は、町長も私と考えはたぶん一緒かなと。日本人はですね、花はどんな花でも心が和む、咲いたらですね、心が和むものだと思っております。

この名所というのは、桜、花に限らずいろいろあるようすけれども、東彼杵町でも、たくさんありますけれども。やっぱり、今、テレビでもあちこちで放映されておりますけれども、隅田川やもう一点、目黒川ですかね、もそうですけれども、昨日もやっておりましたけれども、種子島だったですかね、昨日初めて見た桜があったんですよ、暖流桜か何かと言って、花が、何ちゅうかないっぱい重なって咲くような花が、初めて見ましたけれども、ああいったものも良いかなと思っておりますけれども。

町長も見られたと思っておりますけれども、桜についてですね、ずっと同じ、3点までちょっと同じよ

うな質問をしていますので、ずっといきたいと思いますけれども。

この絶景スポットと言われる緑道豊穰の碑がある駐車場がありますよね。あそこ、この前大村に行った時に、ずっと通ってみまして、あそこで一旦止まって、車から降りてみた時にちょうど新幹線がバツと通っていたんですよ。

あそこ良いなと思いながら見てたらね、駐車場の左の方にちょっと雑木林があって、そこを整備したら、ちょっと地権者が所有者がどこかわかりませんが、あそこら辺なら良いかなと思って見たんですけれど。町長、あそこに止まってそういったところも見たことがあられますよね、やっぱりね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、F1の撮影がある時に行きましたし、新幹線の時の交互に、下り上り合うところもそこから見学させていただいているところがございますけれども。

なんと言いましてもですね、名所を作るなら駐車場の確保が、もしそこで名所に桜も植えて綺麗にした時に、路上駐車をされた時にですよ、非常に危険な所でございますので。

まず、あれだけの展望所でも結構写真撮影とかおみえになるものですから、まずそういう外回りの環境をして、桜が植えれば非常に良いのかなと。

先ほど口木議員からありましたテレビで放映されておりました暖流桜というのは、非常に本当に綺麗だそうでございますので、そういうのも山にずっと転々とですね、本当は山桜でもいいのかなとは思っているんですけれども、なかなか町で、今から、法面の管理さえちょっと厳しいところがございますので、広域農道もそうでございますけれども、非常にどういう状況になるのかわかりませんが、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

そうですね、私も駐車場のことでちょっと気になっていたんですけれども。

先日ですね、案内をさせていただいて、植樹に参加した坂本地区のですね、5秒の桜、5秒というので5秒もあるのかなと思って、ちょうど通ったもんで測ったらやっぱり5秒近く新幹線が見えてましたよね。

そこはですね、やすらぎの里とか、また私の地区でも桜が咲いた折に、JRの、今、ななつ星が通っていませんので、前はよく通っていたんですけれど、JRの4047というのが今の木金、金土日月かな、通っている時に桜がちょうど咲いた折には、県内外の車がですね、私の地区のちょっと空き地スペースによく止まって撮影しているんですよ。やっぱり桜が一番かなと思って見ているんですけれども。

このグリーンロードも先ほどからちょっと駐車場の懸念がありますけれども、この一ツ石の入口の、入口付近の、大村から来た時の一ツ石に上る、あそこら辺の一角ですね、あそこや高峰の交差点とか、フォーティーズがある付近の広場、八反田の交差点、赤木の交差点とか、スペースが取れるようなところもずっと気にして見ていたらあるのかなと思う気持ちもするんですけれど、なにせ

所有者がたぶんおられると思うので、そこら辺のことも考えながら、もし、もしですね、やっぱりちょっとでもそういった場所ができたらすね、大村から向こうの方からでも、また彼杵の方から登ってこられる時に気持ちが安らいで、彼杵に来て良かったなという気持ちになって帰っていただけたらなと思って、車も、町内に交流人口というか、また増えてくるんじゃないかなと思っておりますけれども。

町長もちょっと駐車場のことを心配されておりましたけれども、ちょっとそこら辺のことをもう一度お願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに空いている所で民有地が許していただければ植栽していったいいんですけれども、なんとも管理をしていかないとですね、一度ちょっと失敗をしているものですから、どういう形でいくのか、桜もやすらぎの里公園とか集団、固まったところもございますしですね、そういうところをまず生かしていきたいと思っておりますので。

確かに上から大村湾を見えるところはグリーンロードっていうか、そこがもう最高の位置でございますので、新幹線と桜、それから海の青と桜の色、本当に映える景色じゃないかなと思っておりますので、今後、その企業誘致も含めて交通量が多くなるので、携行したらですね。

そういうことも含めながら全体的に町政としてどういう方向に持っていくか、これは私の考えだけではできません、本当に国道沿いでさえですね、先ほどおっしゃったふたつ星が行く時は本当に綺麗です、口木田の所もですね。ただ国道沿いも桜を植えている所は枝がもう出てきたら、国土交通省からカットしてくれということで、いろいろ注文がございました。私の親戚のところもそうなんですけれども。

だから、そういうことですね、非常にどういう状況になるのか、今後の皆さん方の、まだご意見を町づくりとして聞いていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

やっぱり、そうですね、後の管理が一番大変かなと思っております。私も地元の桜は自分でもずっとやっぱり伸びてきたら JR にも邪魔になるし、枝が線に引っかかったりなんかしていますんで、自分で切って処分をしていますけれども。できればですね、前向きに検討していただければ幸いかなと思っております。

次に、2つ目ですけれども、大村湾の水質改善についてということで伺いたいと思います。

町長は、先ほど去年の10月29日に要望に行ったとおっしゃっていましたが、水産庁や国土交通省、環境省等に陳情に行ったということで成果というか、まだすぐにはたぶん見えないと思っておりますけれども、去年、その前も行かれましたよね。その時も同じような要望活動だったんですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

一番、やっぱりずっと強調しておりますのは、もう日本を代表する閉鎖性海域ということで、やっぱり貧酸素、時々台風が来て海水をかき混ぜた時にはですね、また本当に非常に良くなった時もあるんですが、そういう状況下でもなく、やっぱり国の試験的な事業として取り組んでももらえないかなということで、今ずっとお願いをしているところでございます。

この陳情というのはもう単年だけではもう到底できませんで、他所の地区からも毎回来ておりますので。

実は、私ちょっと飛びますけれども、色んな要望、陳情活動、国としてもですね、その熱心さをやっぱり測っておられるような感じがいたしますので、できれば大村市長もおっしゃっておりますけれども、何回となくこう言わないと事業がなかなか展開できないということでございますので、少しでもそういう閉鎖性の水域を改善するような形でですね、何らかの試験的なまず事業をもっていきたいとおっしゃっておりますので、お願いしたいと思っております。

そして、私もこの首長だけじゃなくて、今大村湾の議員連盟とかございますので、できれば議員さんも一緒に応援をしていただければなという私の気持ちでございます。これはまだ皆さんにお諮りをしておりませんけれども。

そういう形で、他所の地域も本当に熱心に色んな要望活動をされております。もう時間待ちで行かないといけないような状況になってございますので、よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

今、ちょっと出ましたけれども、先日ですね、その大村湾沿岸議員連盟の役員会があったんですよ。その時にもちょっと話が出たんですけども、今年度は3月、今月にたぶん、議員連盟の事務方がちょっと要望に行くということで話をされましたので、そうしたら事務局だけじゃなくて、我々議員連盟の方でも行かないといけないんじゃないかなということでお話をしましたら、大村の大村市議会の議長さんも、他の方もですね、やっぱりそういったことも、平成26年からたぶん、要望・陳情に行っていないと議員連盟でですね、言っておられたんで、私はまだその時はちょっとその中に入っておりませんのでわかりませんが、平成26年から行ってないということで話をされて、そうしたら是非とも来年度は行ったらどうかということで私の話をちょっと出しましたら、そうしたら事務局だけじゃなくて、来年度は連盟の方で募って行こうじゃないかということに話になって、今ちょっと、今からたぶんまとめていくんじゃないかなと思っておりますけれども。

今、町長が言われたように、1回2回じゃなくてずっと定期的に、何でもそうですけれども、定期的にやっぱり陳情なり要望なりしに行って、先に進めていかないと、中央の方もですね、なかなか良い返事はもらえないかなと思っておりますので、我々もそういう気持ちでおりますので、今後ともまた、町長もですね、たぶん行かれると思いますので期待をしながら待っておきたいと思っております。

それと、この大村湾は閉鎖性海域で、改善傾向にはたぶんあると思っておりますけれども、その海底耕うんということで令和4年度ですが私質問した時も、向こうの西彼杵の方の海底耕うんはたぶん何回かされているんですよ。ちょうど大村湾の中央よりも西彼杵の方でちょっとされたということ

を聞いておりますけれども。

この町内の方ですね、やっぱり向こうじゃなくてこっちの方で、できればですね、先ほど町長はちょっと船と人員が不足しているということで、できないということなんですけれども、これを大村湾漁協でですね、なるべく、今台風も少ないですしね、波もあまり荒くありませんので混ざらないんですよ、水と海底の土砂というのが。へドロというか、そこら辺が混ざらないので、なるべくならやっぱり海底耕うんをどうにかしてですね、毎年とまではいきませんが、今年はこっち、来年は向こうということで、少しでもやっていただければどうかと思っているんですけれども。そういった考えは先ほどないと言われましたけれども、やっぱり我々の要望もたぶん足りない、不足していると思うんですけれども、町長の方もですね、そこら辺も考えながらですね、町内ってというか、隣接する大村、川棚、そこら辺も含めてやっていただければなと思いますけれども。ちょっと町長のお考えを。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほども言いましたように、大村湾の沿岸地域ですね、そういう方向を、また今度私も申し出てみます。予算がちょっとだけでもできませんので、ちょっと少し膨大な予算も掛かると思うんですけれども、区域を分けてするような形ですね。

だから、本当にリンとか窒素が増えた時にですよ、植物プランクトンが増えて、それがまた死骸が海底に沈んだ時にまたバクテリアが分解すると酸素を供給に取るものですから貧酸素になるってということでございまして、そこをやっぱりかき混ぜてあげないとなかなか酸素が供給できない。

以前はですね、長崎大学の水産学部が実験をさせていただいておりましたのは、大村湾は大体中央部に酸素を供給する陸地から送ってやっていたんですよ。そういうこともやられて、今ちょっと水産学部をやめて、水産試験場もまだしてませんけれども、なんとか努力をですね、またちょっと魚が多く住めるような形をしていかなければならないと思っておりますので、今後、私も首長会議の時に提案をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

そうですね、昨年からずっと東彼杵町内でも、もうここ数年なまこや蛸もたぶん漁獲量がガクンと減っているんじゃないかなと思うんですがね。やっぱりそこら辺のこともやっぱり要因かなと、捕れない理由がですね。そればかりじゃないと思うんですけれども。

なるべくですね、やっぱりその漁業者も減っておりますので、若手もなかなか育ってこないということだとたぶん皆さん危惧されているんじゃないかなと思いますんで、そこら辺のことも踏まえながら、なるべく少しでもですね、漁業者の方が続けてよかったなと思われるような施策をですね、していただけたらなと思っておりますのでございまして。

次に、最後になりますけれども、3点目の、自治会加入ということでお伺いをしたいと思いますけれども、大村は昨年11月に、この町内加入を促進するというので条例案を示されているんですよ、令和7年度から施行を目指すということで、この前の新聞にも載っておりましたけれども。

本町でもですね、加入率がやっぱり年々減少して、なかなか強制的にも言えないところもあるし、若い方が入ってこられてもなかなか入ってくれないということで、たぶんこの自治会でも、もう区長さんも総代さんもたぶん自治会長さんも苦慮されているんだとっております。ポスティングしてもお願いしますとしてもなかなかいろいろ返事が返ってこなくてですね、どうしようかとみんな話をしてはいますけれども。

私の自治会に限らずたぶん、この街中、中心部というのは、たぶん我々のところよりも加入率が低いんじゃないかなと思っておりますけれども、やっぱり町長もそこら辺のことは把握はされておるんですよね、少ないということは。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実はそういうことで、本当に町政懇談会で回ってもですね、移住はしていただいたがなかなか加入をしていただけない、町はどうするのかという意見もございます。

そういうことで、とりあえず最初転入された時にごみ処理の仕方とかそういう地域の状況とか、そして区長さんに承諾を得まして区長さんの名前も書いたやつをですよ、ご相談くださいというのを出していますので、なんとかお願いをしたいと思っておりますが、どこも調査をいたしましたところ、そういう強制じゃなくて、チラシを配ったりそういうことをされているところでございまして、本当に皆さん苦慮されているところでございます。

川棚町はですね、川棚町の町の温泉の時には入浴券、地域に入っていたら入浴券を交付していると、引き換えにですね、自治会に入るってお答えになったところでやると。そういうこともされておりますし、本当に、長与もそうですけれど、だんだん都会的になってなかなか進まないということで、案内チラシの配布とか、時津もそうでございますが、賃貸契約、アパートとか何とかに、その時に一緒に地域の加入をお願いをしたいということでされております。

それで、蔵本はですね、結構アパートに入られる方が加入していただくことが多いそうでございまして、その自治会にですね。とにかく区長さんをはじめ歴代ずっとお願いに回って入っていただいております。新しく、今蔵本にはできておりますので、そういう方もアパートも含めてですね。だから、なんとか皆さんに活動といいますか自治会の重要性、避難もそうですけれども、そういう災害の時の助け合い等もですね、含めて粘り強くやっぱりお願いをしていきたいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

そうですね、アパートに、うちはもう反対にアパートに引っ越してこられた方がごみを出す時にですね、たぶん他所から、たぶん町外の方かなと思うんですけど、ごみを出す時にごみ集積所に持ってくるのはいいんですけど、守られてないんですよ、分別が。今までずっと住んでいる方はちゃんと守って出しているんですけど、それが今結構あって、張り紙をしていても、また次の時はまた瓶とか全然違う物を入れて持ってきて、そのまま。持っていきませんよと回収に来た車も紙を貼っているんですけど、なかなかそれが直らないということで。

蔵本のある地区ではですね、入ってない人はもうごみを出してくれるなど。自分でごみ処理場に持って行ってくれと、絶対出さないでと言われている場所もあるんですよ。我々もそういったふうにしたんですけど、なかなかそれも、そういうところもいかないし、なかなかちょっと厳しいところもあるんですけども。どうにかしてですね、加入促進を我々も区長を通じて、ポスティングしたりなんかしてやっているんですけども思うようにやっぱり入っていただかないということで苦慮しております。

もうちょっと何か良い案が、町長、お持ちでないですかね。もうちょっと入ってもらえるような何か。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、町としましてはですね、自治会に加入しましょうという、そのチラシの中にごみステーションの設置や管理、それから消防団などと連携して地域の安全確保に努めていますの紹介。それから地域の問題解決のために、他の団体と行政と連携して活動しています。それから、見守り活動などを通じて子どもやお年寄りも安心して暮らせるまちづくりを目指しています。地域の親睦を深めるために催し物などを行っていますというものを書いてやっています。

それから、町の広報誌、行政からの情報を住民の皆さんにお届けしますよっていうのをこと細かく書いてやっております、先ほど言いましたように、あなたがお住まいの地区は何々地区です、区長さんは誰々さんで、電話も承諾を得まして区長さんの電話番号を入れて、もしお困り事があつたらこういう形で、だから自治会に入られたら非常にスムーズにいきますよというのはなんとかお願いをしているんですけどですね。なかなか効果が上がってないということで。

条例もそうですけれども、やっぱり逆にこちら東彼杵町に移住してきた方がですよ、あんまりにもそういうことに絞られてまた出ていかれたら困るなと思うところございまして、なかなか進むのが後退するのがちょっと難しいところございまして、この辺はちょっとまた研究してどういう形で進めていくのかをしてみたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

そうですね、強制はできませんけれども、大村市みたいに加入を促進するために条例案を策定するという考えは今のところお持ちじゃないですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ちょっと今のところそこまでないですよ。大村市とはやっぱりスケールメリットがちょっと違う。大村は人口がもう10万人を目指して、ものすごくまた加入率が少ないということが人口がやっぱり多いところでの率でございまして、うちみたいところはですね、もう何百人もと一緒に入ってくるわけじゃないもんですから、条例じゃなくて、数人、数十人単位でそういう地道なお願いをせざるを得ないかなと思っているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

もう最後になりますけれども、なかなかやっぱり東彼杵町も高齢化が進んで大きな災害が発生したり、自治会の作業等にもやっぱり影響がずっともうここ数年出ておりますんですね、なるべくなら1人でも多くの転入者に、転入者っちゅうか、転入して来られた方に入っていただけるような案をみんなで考えていきたいなと思っておりますので、町長もそこら辺のことも踏まえながら検討していただければなと思っております。以上で質問終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

これで、7番、口木俊二議員の質問を終わります。

次に、1番、大安義和議員の質問を許します。1番、大安義和議員。

○1番（大安義和君）

一般質問通告書に基づき質問します。

1、「過疎債」に対しての町民の不安払拭は。

東彼杵町はいま、町長が発信されております「100年に一度の大転換期」の真只中にありますが、議会及び町政懇談会でのご説明によれば、工業団地誘致及び商業店舗の出店も、3月末にはおおむね回答がでるとのことであり、町民の皆さまは、固唾を呑んで見守っていると言っても過言ではありません。

その渦中に柵泉屋の店舗等の買収が同時進行しましたので、町財政上の歳出を不安視する町民も少なくありません。

「過疎債」＝「借金」であるというのが直感として脳裏に浮かぶことが不安の一因と推測します。

そこでお尋ねします。

(1)本町の借金残高が約68億6600万円ある中で、平成31年(2019)4月に完成した東彼地区清掃工場の本町の負担金7億円を令和14年(2032)まで、毎年約5000万円が町持ち出しとして支出されている渦中に、過疎債の乱発ではないのか、町財政の身の丈に合っているのかとの町民の危惧に対して、町長の所見を伺います。

(2)1億円の事業に過疎債を充当した場合は、7割の7000万円が国から交付税として交付され、町の負担は3割の3000万円となり、その後12年以内の返還が始まりますが、例えば、この3000万円を300万円の分割で返還している中で、次年度以降毎年同規模の過疎債を借りていくとします。そうすれば、2年目以降は返還額が重なり600万円、900万円と膨れ上がりますが、どこかのタイミングで、この重なった返還額に対して交付税措置が施され、それを充当すれば返還額の減額に繋がるとの認識にありますが、見解をお示してください。

(3)本町は1年遅れで過疎債の充当を開始されておられますので、令和7年度に1期目の期限を迎えることになると思います。

令和4年度、5年度の過疎債活用事業の合計額が約9億3300万円に対して、町負担額合計が約2億1850万円の状況下にある中、この過疎債が利便性が高いということで、2期目の令和12年度まで申請されるのか、町長の所見をお示してください。

2、JR彼杵駅の現状と町広告看板の老朽化対策は。

町民の方から、JR 彼杵駅前のガードレールの鉄錆やホームの惨状は見るに堪えないとのご指摘を頂きました。お隣の千綿駅は、駐車場の整備やランタンの飾り付等々で、昼夜を問わず千客万来に預かっているのに、両駅の風貌には雲泥の差があると言っても過言ではありません。

そこでお尋ねします。

(1) 彼杵駅の西側のガードレールの設置場所は町道ですか、JR の土地ですか。もし町道であればガードレールの鉄錆や水溜まりの補修工事は必要と思料します。また、JR の土地であれば交渉して改善を図る時期と思います。

(2) ホームに設置してある「お茶のまち ひがしそのぎ」の看板は鮮やかな色彩を放っておりますが、プランターに植えられているお茶は、剪定もされず荒れ放題です。

ホームの今は除草されておりますが、桜の花が咲くころから雑草やカズラが繁殖しだして、ホームの北側は町の広告板やプランターのお茶に覆い被さり、ホームの様相は一変します。

JR 彼杵駅が町の管理下にないとしても、町長は、このような現状をどう感じられますか。

(3) 国道 205 号の枝道として、蔵本島田から口木田に伸びる西部線入口の看板は、文字の劣化が進んでおり速やかなメンテナンスが必要ではないでしょうか。

3、ふるさと納税の本年度における進捗は。

町長の令和 6 年度の施政方針によりますと、財政計画の中で自主財源を増やすためには、ふるさと納税に頼らざるを得ない状況下にあるため、創意工夫をして返礼品の新規開拓に努め、令和 6 年度には 4 億円突破を目指すと言われております。

そこでお尋ねします。

(1) 本年度末予測でのふるさと納税額はいくらか。

(2) 新規開拓品はあったのか。

(3) サーモン養殖の進捗は。以上登壇しての質問を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、大安議員の質問にお答えをいたします。

大きな一番目の過疎債に関するご質問にお答えをいたします。

まず 1 点目の過疎債に対する町長の危惧に関しては私の考えを述べます。

私は誰が町長になっても変わらないと聞いたことがあります。大安議員も聞かれたことがあるかもしれません。

この変わらないのは、変えようとしなかったか、変えるチャンスがなかったか。あるいは変えようとしたができなかったかなどいろいろと理由はあったと思いますが、変えるチャンスや変えるやり方はこれまでも必ずありましたし、仮に何もなかったら目標を掲げ実行するのが町長の仕事であると私は思っています。

私の目標は、2 期目の公約、住み慣れた場所でいつまでも安心して暮らせるまち実現のため掲げた 7 項目の具体化であり、この実現こそが町民の方々にお約束をしたことであります。

今、本町は 100 年に一度の変革、飛躍の年を迎えようとしています。この 100 年はこれまでの 100 年ではなく未来への 100 年であると私は捉えています。今挑戦しなかったら、東彼杵町は 100

年先に残っているのかどうか、どうでしょうか。

ご質問の身の丈に合っているのかとの質問であります。細かいことは身の丈に合うようにシミュレーションをして、有利な方法で職員がやってくれていますので安心していただきたいと思いません。

この投資は、この先 100 年に向けたものであり、政治家として未来への責任と覚悟を持って進めている事業でございます。

次に、2 点目の返還額に対する交付税措置に関するご質問でございますが、まず過疎債の償還期間は現在のところ最長 12 年となっておりますが、据置期間が設けられているため、実務的には通常 3 年間据え置き、実質 9 年間で返済をしているところでございます。

大安議員のご質問にあるように、2 年据え置きし、元利償還金の総額が 1 億円と仮定した場合、ご質問にお答えしますと、3 年目から 1000 万円ずつ 10 年間返済することになり、毎年同じように 1 億円ずつ借り入れを行うと 1000 万円が次々に積み上がり、12 年以降の、12 年後以降の償還額は毎年 1 億円となります。

そして、実際には各年度の借入額の 1 億円の 7 割が普通交付税によって措置されることとなりますが、交付税措置は据置期間に関係なく、借り入れた翌年から 12 年間均等に措置されるルールとなっているところでございます。

次に、3 点目の 2 期目の令和 12 年度まで申請されるのかに関するご質問についてお答えいたします。

現在、本町が総務省から指定を受けています過疎地域の指定は令和 3 年に公布された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、本町の令和 2 年の国勢調査の数値と財政力指数が規律に定める基準を満たしたことにより 1 年遅れの令和 4 年度から指定を受けているところでございます。

この法律自体は令和 12 年度までが期限となっておりますが、規定の見直しが国政調査ごとに行われることになっているため、今年 10 月に行われる国勢調査の結果に基づき、次の 5 年間の指定がされるかどうか決まるということになります。

なお、指定から外れたとしても、過疎債については激変緩和措置が設けられているため、本町のように財政力が低いところは総額の限度はありますが、7 年間ハード事業などに地方債を起すことは可能となっているところでございます。

次に、大きな 2 点目の JR 彼杵駅の現状と町広告看板の老朽化対策についてお答えをいたします。

まず、1 点目の彼杵駅西側のガードレールの件についてお答えをいたします。

設置場所は JR の敷地となりますので、JR に対しそういった改善要望が上がっていることをお伝えしようと考えています。

次に、2 点目の JR 彼杵駅の雑草管理の件についてお答えをいたします。

彼杵駅のホームに植えられているお茶の木につきましては、地元の方などからの要望があったことから、下り線のホーム側の大部分につきましては、昨年度 JR に依頼し伐採してもらっております。

ホームの一番川棚側につきましては、フェンスが設置されており、一般の利用者は立ち入ることができないため伐採されておられません。

伐採後は地元からの要望もないことから当分の間は現状のままでいいのではないかと考えてはおりますけれども、やはりおっしゃるようにちょっと見かけが悪いものですから、こちらの町としてはですね、何とか対応をさせていただきたいと思っております。

次に、3点目の西部線入口の看板のメンテナンスの件についてお答えをいたします。

町内に3か所、蔵本、坂本、里地区に設置しておりますご指摘の蔵本地区の看板は海の側に設置をしており、常に潮風にあたっていることから、他と比べ劣化しております。国道沿いでもありますし、早急に対処するようにいたしたいと考えております。

次に、大きな3番目のふるさと納税の進捗について回答いたします。

まず1点目の、本年度末予測についてお答えいたします。

今年度の寄付額は現在3億2000万円を超えております。最終的には3億3000万から4000万程度になると見込まれております。4億に届かなかったことは誠に申し訳なく思っております。

次に、2点目の新規開拓品についてお答えをいたします。

今年度は、長崎香茶びわペットボトル、そのぎ茶プリン、ゆずを新規返礼品として追加いたしました。

また、東彼杵町の特産のお茶や果物など既存商品を組み合わせ、毎月送付するまるとそのぎ定期便や牛肉についてもメニューを増やす対応をしています。

最後に、3点目のサーモン養殖の進捗についてお答えをいたします。

株式会社NOMURA様によりますサーモンの陸上養殖につきましては、先日2月21日のNCCのテレビ放映でご存知の方も多いたと思いますが、現在水槽が8基に増設されており、年内にも年間3,000尾の出荷体制が整う予定とのことです。

最終的には旧ローラースケート場跡地に12基までの増設を予定されていますが、具体的な時期はまだ未定とのことでございました。

現在の出荷先としては、飲食店やスーパーがほとんどを占めているようですが、今後は道の駅物産館への出品やふるさと納税の返礼品への登録等も視野に入れられており、まもなく完成いたします彼杵の荘横の農水産加工施設の活用に向け、両社で協議をされると聞いております。以上登壇での回答といたします。

○議長（浪瀬真吾君）

1番、大安義和議員。

○1番（大安義和君）

まず前提としまして、町長は常々、この過疎の持続に対しては、先ほども述べられたとおり、いつ終わるかわからないという危惧はあります。しかし、今政治家としてのかけてやっていると、非常に力強いお言葉をいただき、私も感動しておりますが、過疎化地域というのは平成7年、12年、17年、22年、27年の国勢調査を反映して、要件としては人口要件と財政力要件等を満たせば過疎との認定に、過疎地域ということになります。

町長も先ほど言われました令和3年、2020年の4月17日の過疎化問題懇談会の提案の中に、人口減少の判定期間の起算点を見直す必要性、人口密度を用いることの賛否、要件に該当しなくなる市町村による経済的な過疎対策の実施の必要性についての意見があったということですが、ここで私が気になったのが、人口減少の判定期間の起算点、今の人口要件っていうのは45年間、昭和45

年から平成 27 年の人口減少率の 32%と、あと財政力要件もありますけれど、ひよっとしたらこの過疎の減少率っていうのが、東彼杵がひよっとしたら歩留まってこの対抗要件からひよっとしたら除外されるんじゃないかっていう、また新たな心配もございますが、その点について町長のご見解をよろしいですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これ国勢調査ごとの人口でやっておりまして、令和 2 年、次令和 7 年。元々ですね、過疎というのは、過疎を脱却するための過疎債でございまして、それを使ってなんとか人口を増やしたりして、過疎を脱却しなくちゃいけないんですが、本当に長崎県もおっしゃったんですが、もう私がお願いしたときでも、長崎県で一番最後の過疎になるだろうとおっしゃられました。

と申しますのは、もう日本全体が人口が減少していきまして、過疎を受けられない町からおかしいじゃないかという意見も出ておりまして、私が財務省にお願いしに行った時には、本来なら卒業生がいてその数だけ入学生を入れるというのが過疎債、全体の枠が決まっていますからですね。

今回、ギリギリなんとかしてうちも認めてもらいましたが、この過疎というのがですね、うちが大体 0.31 ぐらいですかね、財政力指数。一番はですね、時津 0.72 あるんですよ。長与の 0.67、大村 0.64。上位はもうほとんど過疎じゃなくて、西海市からずっと下の方、島原半島、それから離島、これはもう全部過疎です。

離島はですね、本当に財政力指数もちょっと厳しい状況なんですけど、離島振興とか過疎とか、それがあってようやくなるとかなっているということで、町長さんからも聞いておりますけれども、うちもこの過疎がなければ、もう道路もたぶん河川も、もう色んなこともできません、私がいつも言っていますようにですね。

今回、過疎があったから、今回次切れるかもしれないけれども、過疎があるときに利用を有効にしたい思っております。

と申しますのは、やっぱりなんといってもこの 7 割の交付税措置があるということですね。どこの町も村もですね、例えば 40 億ぐらいの全体予算なのに、もうものすごく過疎を使っておられる所もあるんですよ。もうそれしかないもんですからですね。

本当に私がそのために 7 項目、今度私がするって言ったのはこの町長の選挙公約をしておりますので、1 番目が高齢者の交通手段の確保、子育て支援の充実、3 番目が生活住環境の整備、これは商業施設の誘致も含めて。それから企業誘致、道路等の整備、産業の振興、教育の推進。これがですね、選挙公約実現に近づいてきたというのは、たぶん過疎が今あって道路とか何とかもできるようになってますからですね。

だから、私は企業誘致も今度お願いをしているのはそこにあるんです。菊陽町は新聞でありましたように、もう不交付団体になる。そこまでうちは行きませんが、なんとか企業誘致が来れば固定資産税でですね、25%ぐらいを取れると思うので、そういう形で進めさせていただきたい。これは私の選挙公約です。皆さん方のご心配あるかと思っておりますけれども、そこまで行ってません。

というのが、過疎債も含めて起債制限率というのがございましてですね、国県の許可が要りますから。昔の夕張みたいに倒産するような貸し方、借り方はできないんです。だから有利な方法を展

開しているのになぜそういう意見があるのかなと私は考えているわけでございます。他の起債を減らしてでも私は過疎を投入したいと、認められる限りですね。

それにしても町の振り分けの額も決まっております、一気に何十億もっていうことはできないんです。全体の長崎県に振り分けがあつてその中から。うちが一番新参者でございますからですね。ただしかし、有利なものを使わせていただきたいということで、私は皆さんにお願いをしているわけでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番、大安義和議員。

○1 番（大安義和君）

よくわかりました。

次、JR 彼杵駅の現況と広告看板についての質問ですが、レンガ造りのプランターの花々は、蔵本千寿会のボランティアの方々によって維持されております。

これは彼杵駅を利用されている人々の四季折々の季節感を味わっていただくことはもちろんですが、お茶処日本一の駅にふさわしい玄関口としての風格、品位を必要と考えてやっているというふうにお聞きしております。

冒頭にお話しましたとおり、雑草等の繁殖時期ではありませんが、一見、清楚に見えております。これは、こういうボランティアの方々の存在がなくてはこの環境整備の維持ができないということは、先ほど申したとおりでございます。

もう一つ、商業店舗進出、それから大阪関西万博参画ではオランダ王国との交流や、過日、町長、議長が訪問された台湾との交流で東彼杵っていうのがメジャーなデビューを果たす中、工業団地の誘致が本格化すれば、マスコミ等への東彼杵町の露出度は想定を超えるようになるというふうを考えております。

それを鑑みれば、やはり東彼杵町駅前のガードレールの鉄錆、水溜りの惨状については、町の広告板等の浸食も含めてやはり改善を図っていただきたいと思ひます。

私としては、もしガードレールの錆の件が JR との協議ができれば、このガードレールをお茶の、お茶ですから緑色にしていだければ、ななつ星から外れましたがふたつ星は通過駅ということでございますが、非常にまたアピールできるんじゃないかということで思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。回答はいりませんので、次に行きます。

ふるさと納税の本年度における進捗についてでございますが、過日、昨年着任された小森地域プロジェクトマネージャーから議会に対しての1年目活動報告というのがありました。8 ページにのぼるやつですね。

その中で、ふるさと納税についての説明もありました。さすがと感じたのは、やはり、適時に議会に対してハウ・レン・ソウを重視された点であり、この方なら任期満了までには町職員に対して友好的な指導教育をしていただき、人的なレガシーを残してくれるのではと期待が膨らみました。

そこでお尋ねします。

町長は、小森マネージャーから定期的なレクチャーというのは受けられてますでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告を受けておりますし、課長会でもそういうレクチャーもしていただいております、私も本当に素晴らしい方だなと思うのは、やっぱり先駆的な考え方で、もう本当にそのぎ、東彼杵っていうのが知名度がまだ全然全国には通用しないということがですね、私も東京に行きましてそうですけれど、元々、「東かれき」か「かれきね町」としか読んでいただけなくて、難読の町で。そのぎ茶のおかげで「そのぎ」ということで進めておりますので、今から小森さんの指導を受けながらですね、子どもたちもそうですけれど、オランダとの交流もそうですけれど、進めていきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番、大安義和議員。

○1 番（大安義和君）

今、いみじくも町長が「かれき」という言葉を使われましたけれど、私の父がみかん栽培をしている時に、東京の大田市場ですか、行く時に、やっぱり読めない。「かれき」というふうな読み方されたそうです。それで「かれき」にみかんがなるということで、逆に非常に高価で売れたという、そういう古き良き時代の話をお父さんから聞かされたことがございます。

そこで、ひとつ町長にご質問します。

この報告書の中で、あぶり出しということでされていますけれど、お茶、お茶の町なのに、やはり行政も町民もマーケティング、ブランディングがうまくないと考察されております。

そこで、マーケティングっていうのは、商品のイメージとかをされていますから、今、業者に頼んでいただいてインセンティブを払って、コマーシャルを出しています。

ここで問題にしたいのは、マーケティング、商品の販売を促進するための営業活動でございます。

小森マネージャーの話の中に、例えば JR の彼杵駅に長崎県そのぎ茶という看板が立てられてますけれど、このコメントにですね、JR 彼杵駅ホームの立看板、誰に見せたいのでしょうかという？マークでされております。

やはり、こういうマーケティングについても、意外と灯台下暗しでですね、お茶の町でありながら、もうお茶は日本一さ、日本一だと、ふと足元を見ると、マーケティングっていうのがもう業者一任という形のものがこの先ほど冒頭、町長が言われました 4 億円に達しない。当然、昨年 の制度改革も影響があると思いますが、やはりその点についての指摘というのは非常に良い指摘だなというふうに思います。

それと、昨年長崎市ですね、議員講習会終わって同僚議員に誘われて長崎駅構内のアミュプラザを散策した折にですね、そのぎ茶のコーナーが設けられておまして、そこに販売の女性がいました。おそらく名誉町民じゃないのかと 2 人、同僚議員と話してましたけれど。

この方の説明によれば売上は上々だそうです。しかし、売り場の設定はですよ、マーケティング上評価できますけれど、これも売り場を開設して店に一任してそれに終始しているんじゃないかと。

それから、スタジアムシティとしてですよ、脱皮した長崎駅構内ですから、やはりこういう売り場のマーケティングのチャンスというのを逸してはいないんだろうかという疑問がありました。それぐらい売れているそうです。

また、東京東彼杵会に参席した折に、日本橋の長崎館にも立ち寄りましてけれども、ここにも東

彼杵町に関する商品の一画がございました。

このように、いわゆるアンテナショップという戦略は展開していますが、残念ながらふるさと納税に繋がるような顕著な動きに繋がっているとは非常に言えないで懐疑的だと思っております。

例えば、和牛であれば2月9日をお肉の日、お茶であれば八十八夜の5月1日をお茶の日としてですよ、アンテナショップ等々に、例えば町長、議長、関係者等々が法被を着てトップセールスをするというふうなイベント等、それからマーケティングを定例化するという考え方もあります。

要は、小森マネージャーがここで指摘されています東彼杵町を強制的に露出すること。これが肝要ですよという説明がありましてなるほどなというふうに感じました。この点については町長はいかがでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、そのぎ茶はですね、全国のお茶の面積、栽培面積、今、今度鹿児島が1位になりましたけれども、静岡の掛川、鹿児島の知覧、それでそのぎ茶は全体の1%しかないんで、もう実は長崎市内でほとんどそのぎ茶飲んでもらえばもう全部採れたお茶を消化できるぐらいの数量しかないものですから、実はそういう大きな大量の注文があってももうできない状況なんです。1%しかないもんですからね、生産量が。

だから、今、そういうその活動もしていますけれど、もう銘柄っていうか、東彼杵町のコマーシャル、そういうものをうってはいます。飲食店でも出しておりますし。

ただ、今お願いしているのはですね、輸出の方にまた力を入れ始めて、フォーティーズの方が。アメリカとかオランダとか出してまして、ものすごくやっぱり好景気になっています、輸出の方はですね。

リーフ茶というのは、日本で全部消化するのは、どうしても嬉野、八女、それから宇治、鹿児島の知覧、掛川とか。もう歴史と伝統にはまだ程遠いもんですからなかなか手に取ってもらえないんです。それよりも、私はもう即売会というですか、有楽町で実はしましたときに、半日で50万円ぐらいは売り上げたんですよ。これはどういうお茶か全然知らないでみんなおっしゃるんですけど、とにかく試飲をしてくださいと、飲んでもらって、美味しいと思って1袋ずつ買ってもらう。もうそれしかないのかなと私は考えておまして。

先ほど大安議員もおっしゃったかめ市場もですね、そういうそのぎ茶を売るところがなかったもんですから。電話で問い合わせがあったんです。日本一、日本一と言っているけれどどこで買えるのかっていう、長崎もなかったんですよ。だから、電車にもラップかけてコマーシャル打ちましたし、浜町でもやっておりますけれども。

そういうことで、数量が少ないもんですから、あまりにも羽を広げきれないというのは、ちょっとそこにございましてですね。

ただ、アワードとか、800点の中から20点の中に、今度そのぎ茶も2つ入っておりますので。ネットの注文をやっぱり多いそうでございますので。今からそういう形でもう進めていかなければ。今、テレビもそうですけれど、なかなか若い人は見ていただけないもんですから。

昨日ですか、特別町民と私と対話する時にも、茶花という中尾の農家の方の主婦の方で作ってお

られるグループがあるんですけど、その人たちに来ていただいて和紅茶とかほうじ茶とか、そういうスイーツも作っていただいて食べてもらったり、飲んでもらったりしたんです。

話は逸れますけれど、そのぎさんとちわたさん、名字がですね。昨日2人お出でになられて、たぶん新聞にも載せていただけるんじゃないかなと思っていますけれども。

そういう形で、知名度を上げる努力はしているんですが、確かにお茶の駅、あるいは非常にちょっとみすぼらしいので、なんとか、伐根というか。

元々高速道路の入口にもそのぎ茶をしていたんですけど、排気ガスで枯れてしまって全部伐採をしておりますので、そういうところにまた違う方向で持っていきたいと思っております。

だからマーケティングをしながらですね、若い人たちがずっと続けていますので、なんとか頑張ってみたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

1番、大安義和議員。

○1番（大安義和君）

今、彼杵駅の話も出ましたけれど、ここで何人の方はご存知か。

2003年にですね、さだまさし原作の「精霊流し」というのが彼杵駅でロケ地だったんですよ。私も駅員としてですね、エキストラで出ました。それぐらい彼杵駅っていうのは千綿駅の今の昭和レトロに劣らないぐらい木造の素晴らしい駅舎であったと。そのイメージがあるものですから、やはり蔵本千寿会の方たちもですね、なんとかせんばいかんということは今町長がご理解いただけたということでお伝えしたいと思います。

それで最後に、ふるさと納税の商品開発についてですが、今、私たちも含めてお茶とか、それから魚等々、商品に目が行きがちでございますけれど、小森マネージャーが最後にちょっと言われたことが、例えばJRの千綿駅というのはふたつ星が止まります。ここにですよ、JRとの協議が必要だと思いますが、1日駅長として50万とか100万これも今までの考え方の延長線ではなくて、ちょっと見方を変えてふるさと納税の商品として開発という意見も伺いました。

こういうふうですね、ひとつの魚とかみかん、確かにお茶もそうですけど、やっぱりちょっと見方を変えるとというふうな商品開発っちゅうのは今後されればいいかなと思っています。

それから、最後になりますけれど、この小森マネージャーの話聞いてですね、目からウロコってのがたくさんありました。今度、先ほど、瀬戸の方でも何か会費制でされるということですけど、人気があるという説明がございました。

この人的レガシーを東彼杵町に残すということであれば、今、所属が総務ですか、小森マネージャーがですね。であれば、この彼がですね、在任中、横断的に教育委員会とか色んなところにもですね、そういう接点といいますか、そういうのを持って職員の方たちの潜在的な考え方っていうのをですね、そういう環境の整備をしていただけないかと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は今回もですね、体験型の商品もお願い、計画をしていたんですよ。

例えば、サップといいまして、海から千綿駅とか見るツアーですね。これはしかし業者の方でち

よっと縮小したいということで駄目になりました。

またもう1つは、大村湾のニューコース、東彼杵町の8ホールございますから、ゴルフと宿泊を兼ねて出そうかってしたんですけど、予約の関係でちょっと厳しい部分もあるということで、業者の方から断られたこともありますし。

それから3町共通の返礼品、波佐見焼、そして川棚のお菓子とかですね、そのぎ茶。セットにしてどうかということで今協議をしているんですが、まだ今のところ進んでいなくてですね、今度もそういう品物だけじゃなくて、おっしゃったように、体験型もですね、また再度いろいろなことを、皆さん方にも募集をしますけれど、研究検討して、確かに面白い事案だと思っておりますので。

今度、小森さんもおっしゃっているんですが、企業版もお願いに行くということでございますので、そういうことで少しずつ場を広げていって、何とか増やしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

これで、1番、大安義和議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後2時24分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 大石 俊郎

署名議員 口木 俊二